

はじめに

最近、子どもたちを外で見かけることが少なくなったのではないかと思います。かつては、まちの中で子どもたちが元気に遊んだりしていました。そこでは、時に羽目を外す子には注意したり、活躍する子をほめたりする、大人や地域の見守りが自然にあったのではないのでしょうか。



近年の少子高齢化、社会経済情勢の急変、そして人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変貌する中で、児童虐待やいじめ、自殺など、子どもの人権への侵害が大きな社会問題となっています。その背景には、子どもの権利に対する認識の低さや自己肯定感を持っていない子どもが増えていることが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、岩倉市は、子どもも大人も、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、それを尊重するとともに、子どもにやさしいまちを実現していくために、平成 20 年 12 月、岩倉市子ども条例を制定しました。

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」。子どもの権利には、基本的人権に加えた 4 つの柱があります。本計画は、子ども条例で示した子どもの権利保障の理念を実現していくための目標と施策の方向をまとめたものです。

子どもが自分らしく生き生きと過ごし、子どもたちの主体的な活動を身近に見ることができるよう環境づくりを、行政だけでなく、家庭や地域の皆様も含めた社会全体の協働で進めていくことで、岩倉市自身がさらに活力のあるまちになっていくと考えています。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました岩倉市子ども行動計画策定委員会の皆様をはじめとして、ワークショップに参加していただいた岩倉総合高等学校の生徒の皆さんや子どもたち、関係者の皆様に対して心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

岩倉市長 片岡 恵一

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 計画の視点	2
1 子どもの求める居場所と意識の変化	2
2 子どもの意見表明・参加	4
3 子どもの権利の侵害	5
4 子どもの権利を支える市、市民、学校、事業者の役割・連携	6
第3章 計画の目標と施策の方向	7
第4章 施策の内容	8
目標1 子どもの意見表明・参加の促進	8
目標2 子どもの居場所づくりの推進	12
目標3 子どもの権利に関する意識の向上	14
目標4 子どもを見守る環境づくり	16
目標5 子育て家庭の支援	18
第5章 施策の推進	20
資料編	23

第1章 計画策定の背景

1 計画の趣旨

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成元年に国際連合の総会で採択され、我が国は平成6年に批准しました。

しかし、条約の批准以降、少子高齢化、経済の急激変動等、子どもを取り巻く環境が著しく変化する中、いじめや自殺、不登校、虐待等の痛ましい事件が後を絶たない状況です。こうした背景については、子ども自身が「大切にされている」「自分らしく生きる」＝「自己肯定感」を持たず、大人も子どもの権利に対する意識の欠如があると考えられます。

こうした中、全国の自治体で子どもの権利条例が制定され始め、本市では、平成20年度に岩倉市子ども条例を制定しました。

本計画は、岩倉市子ども条例に基づき、子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的、かつ計画的に進めていくために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、岩倉市子ども条例第19条に基づき、子どもに関する施策を推進するために定めた行動計画です。

第4次岩倉市総合計画においても、基本目標1「安心していきいきと暮らせるまち」を実現するために、「市民福祉」－「子育て・子育て支援」－「子どもが健やかに育つ環境づくり」といった施策体系の中で「子どもに関わる行動計画の推進」が位置付けられています。

なお、本市では、子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた「岩倉市次世代育成支援後期行動計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）」に基づき各分野での取組を進めていますが、本計画は、子どもの意見表明・参加や子どもの居場所づくりなど、子どもの権利を保障する視点から計画の目標と施策の方向を示すものとしています。

この計画の対象となる「子ども」は、岩倉市子ども条例に基づき0歳から18歳未満の人とします。

3 計画期間

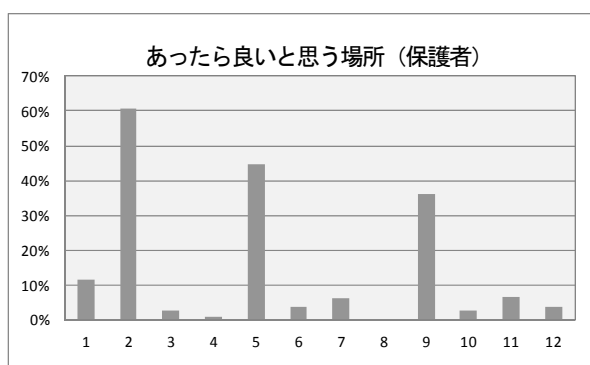
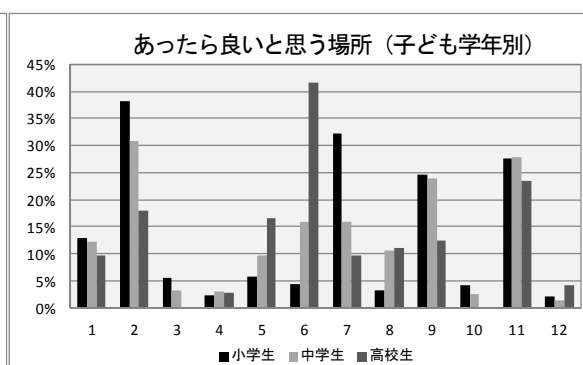
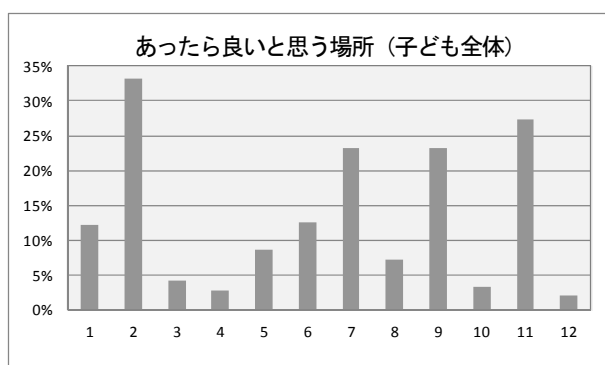
計画期間は、子どもをめぐる社会環境の変化を考慮し、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

第2章 計画の視点

1 子どもの求める居場所と意識の変化

平成20年7月に本市の小学4年生、中学1年生、市内在住の岩倉総合高等学校の生徒及びその児童・生徒の保護者を対象に行った「子どもの権利への意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、岩倉市内にあったら良いと思う場所を例にして比較した場合、子ども、保護者とも「近所の公園」「森や川といった自然があるところ」が多いのは共通していますが、子どもは「ひみつ基地」、保護者は「児童館や図書館等の公共施設」を望む声が多くなっています。また、子どもを学年別でみると、学年が高くなるほど「公園・ひみつ基地・自然」から「お店・施設」へと変化していることがうかがえます。

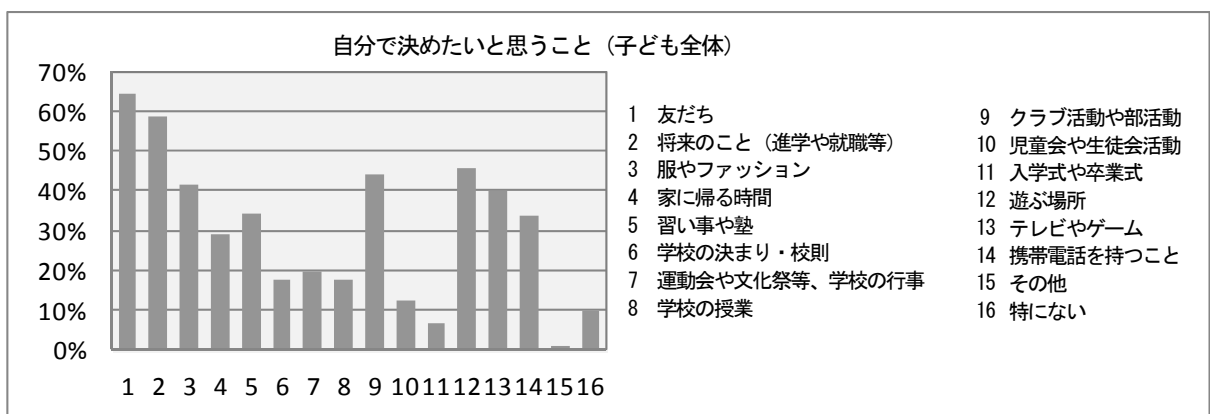
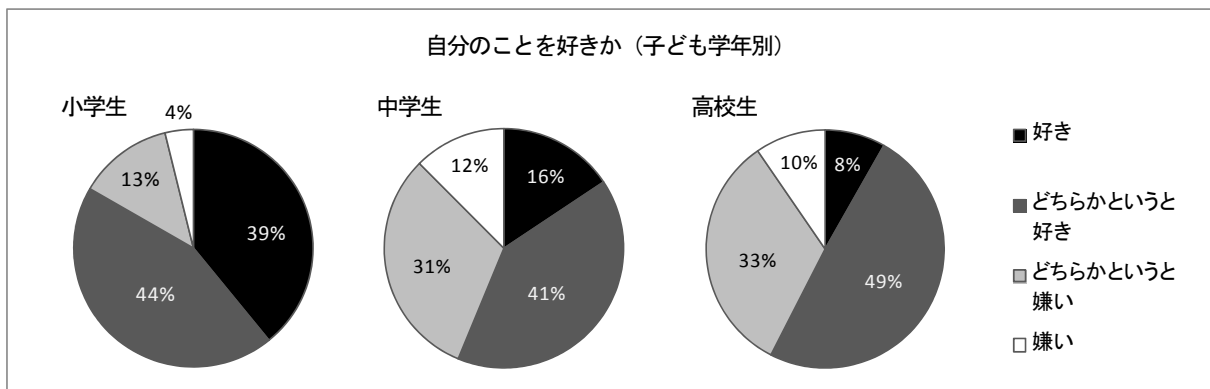
このように、子どもと親との意識が違ふことと、子どもの成長に応じて意識が変わることを理解し、子どもの考えを尊重していく取組が必要です。



- 1 自分の家や友だちの家
- 2 近所の公園
- 3 道
- 4 コンビニやお店の駐車場
- 5 児童館や図書館や市役所のロビー
- 6 ショッピングセンター等、お店の中
- 7 ひみつ基地
- 8 ゲームセンター
- 9 森や川といった自然があるところ
- 10 塾(スポーツや習い事も含む)
- 11 今のままで十分
- 12 その他

自分のことを「好き」「どちらかという好き」と考えている子どもの割合は、意識調査からみると、小学生では83%となっていますが、中学生・高校生では50%台と低くなっています。自分のことを大切に思う気持ち＝「自己肯定感」は、自分を大切に思ってくれる人がいる、自分は人から必要とされていると実感することから生まれていきます。人の役に立っている、自分の想いが受けとめられている、自分が一人の人間として認められていると感じることは、人や地域社会のつながりの中でこそ生まれ、育まれていくものです。人間関係や地域社会とのつながりをつくっていくためには、子どもが、周りから見守られ、安心して過ごすことのできる環境づくりが大切です。

自分で決めたいと思うことについては、「友だち」「将来のこと」に次いで、「遊ぶ場所」が3番目となっています。子どもに関わる団体の活動支援や、子どもと周りの大人をつなぐ人材育成を進めながら、子どもが主体的に関わっていくことのできる居場所づくりを進めていく必要があります。



2 子どもの意見表明・参加

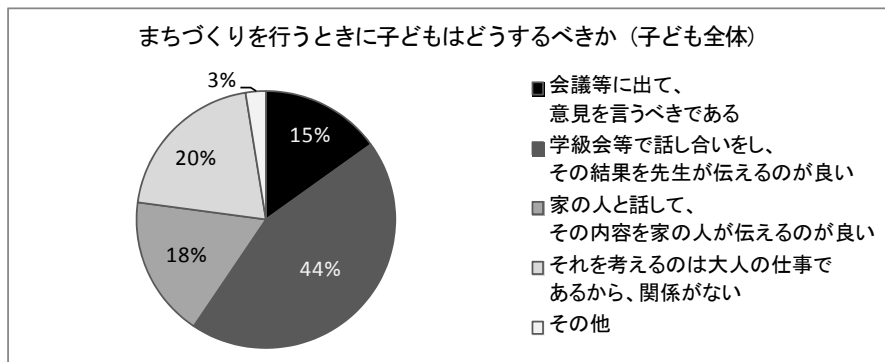
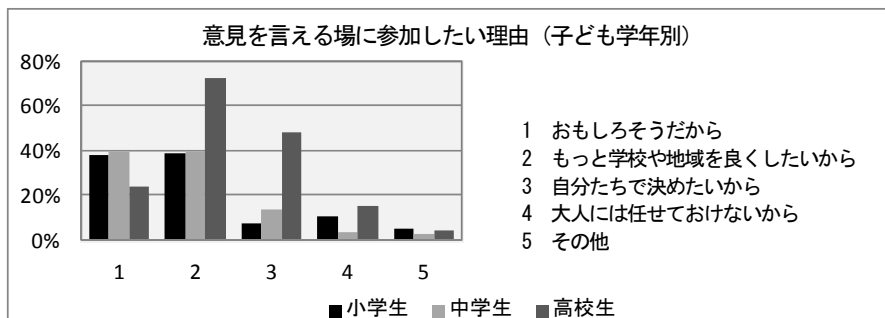
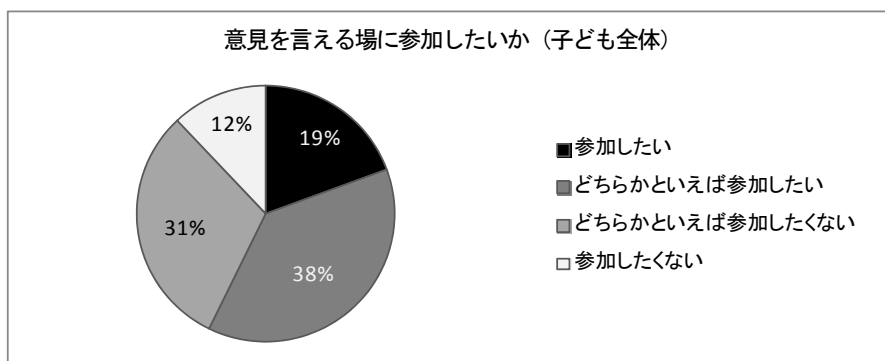
子どもの意見表明・参加は、岩倉市子ども条例に定めた子どもの権利保障を推進するための基本的な視点で重要な要素です。

子どもは、家庭や地域など日々の暮らしの中で、意見や考えを大人に正当に評価されないことがあります。しかし、子どもならではの感性や意見で大人が気付かない視点を提供することもあり、地域社会の一員として重要な存在です。そして、何よりも子どもが社会に参加していく中で、それぞれの成長に応じて役割や責任を少しずつ認識していきます。

意識調査において、自分の意見を言える場に「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と答えた子どもが57%と半数を超え、その理由も「学校や地域を良くしたい」「おもしろそう」が多く、特に高校生では「自分たちで決めたい」と答えた割合が高くなっています。

また、まちづくりを行うときに子どもはどうするべきかとの問いには、「会議等に出るべき」「話し合いの内容を先生や家の人に伝えてもらう」との答えが77%となっており、子どもも直接・間接的にまちづくりに関わりを持とうとしていることが分かります。

こうした意見表明や参加に対する子ども自身の意識に応じていくための場や仕組みづくりが必要となっています。



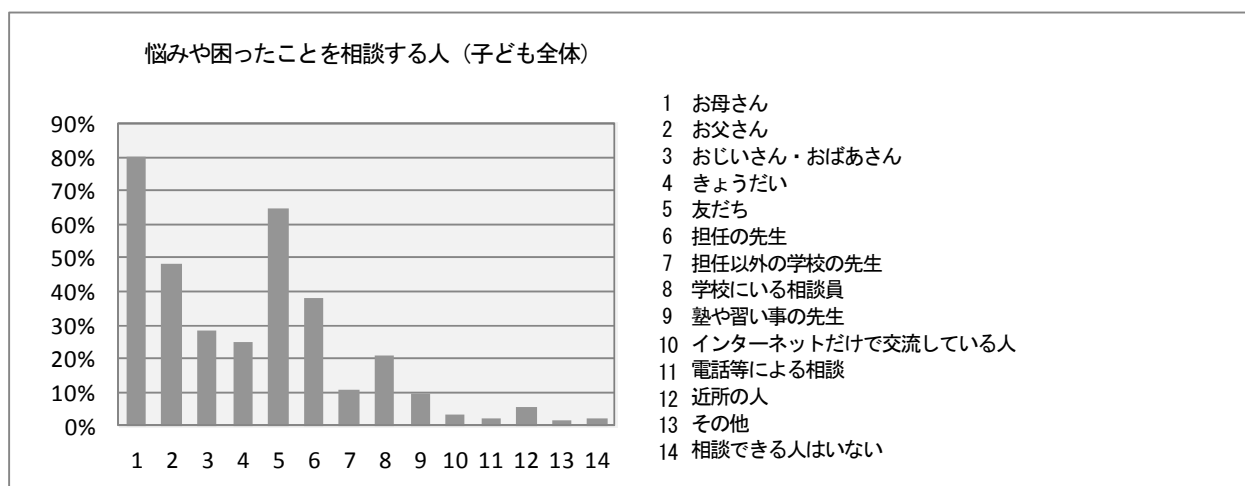
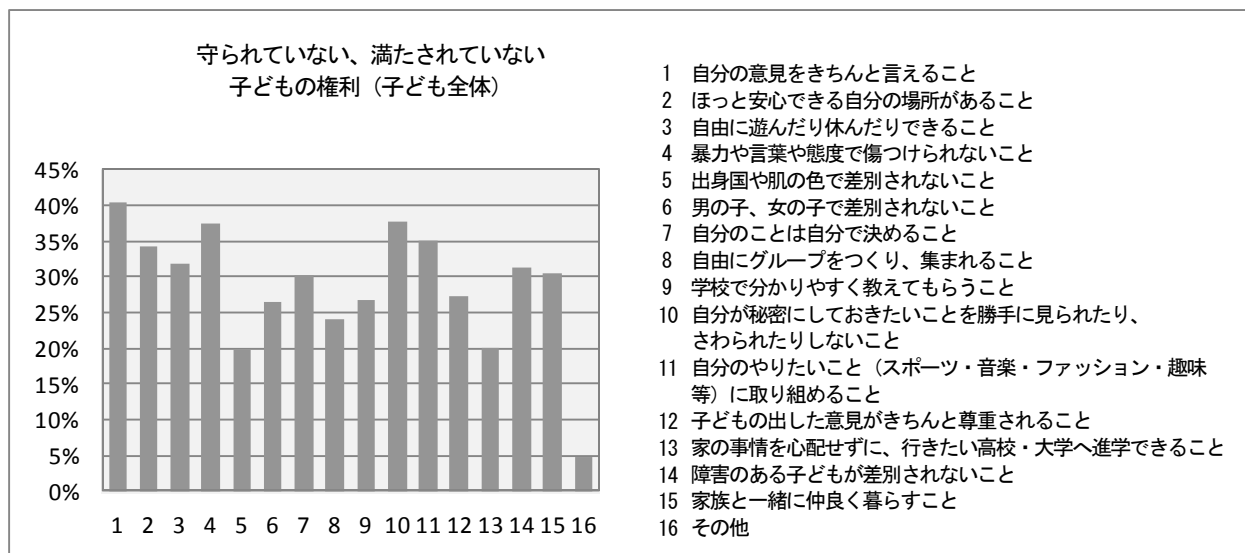
3 子どもの権利の侵害

いじめや児童虐待等、子どもを取り巻く環境はますます深刻化し、社会的にも大きな問題となっています。こうした子どもの権利の侵害は、子どもの存在をも脅かすこともあるため、早期に発見し、対応していくことが求められています。また、そのためには、子どもの権利侵害に関して身近に相談できる環境整備が必要となります。

意識調査では、守られていない、満たされていない子どもの権利として、子どもは、「自分の意見をきちんと言えること」「暴力や言葉や態度で傷つけられないこと」「自分が秘密にしておきたいことを勝手に見られたり、さわられたりしないこと」などを挙げています。

また、悩みや困った時の相談相手としては、「両親」「友だち」「担任の先生」と回答した子どもが多くなっています。

子ども一人ひとりに権利があることを、大人も子どもも理解し、関係機関だけでなく市民全体で子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくりに取り組むことが重要です。



4 子どもの権利を支える市、市民、学校、事業者の役割・連携

本市では、岩倉市子ども条例を制定して以降、各小中学校において子どもの権利に関する授業を毎年行うことで子どもに対する普及に努めていますが、保護者等の大人に対する周知が進んでいるとは言い難い状況です。

子どもを、地域社会の一員として、大人と共に社会をつくっていく存在と捉え、子ども同士、あるいは子どもと大人が互いに尊重し合う関係を築けるよう、子どもの権利を支える市、市民、学校、事業者のそれぞれが岩倉市子ども条例で定めた責務と役割を果たす必要があります。これらの連携を深めていくことで、子どもの権利を支える環境づくりを効果的に推進していくことができます。



「子どもの権利」とは・・・？



「権利」とは、人間が、人間らしく生きるために大切にされなければならないこと。子どもの権利には、人間としての基本的人権の権利に加えて、4つの柱があります。そして、子どもにとって最善の利益は、子どもを第一に考える大人の愛情ある援助・指導で守られます。

生きる権利

防ぐことのできる病気などで命をうばわれないということ。つまり、病気や怪我の治療を受けられることなどです。

守られる権利

すべての暴力や虐待、いじめ、犯罪などから守られるということです。

育つ権利

教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができること。自分が考えたり、信じたりすることの自由が守られて、自分らしく育つことができるということです。

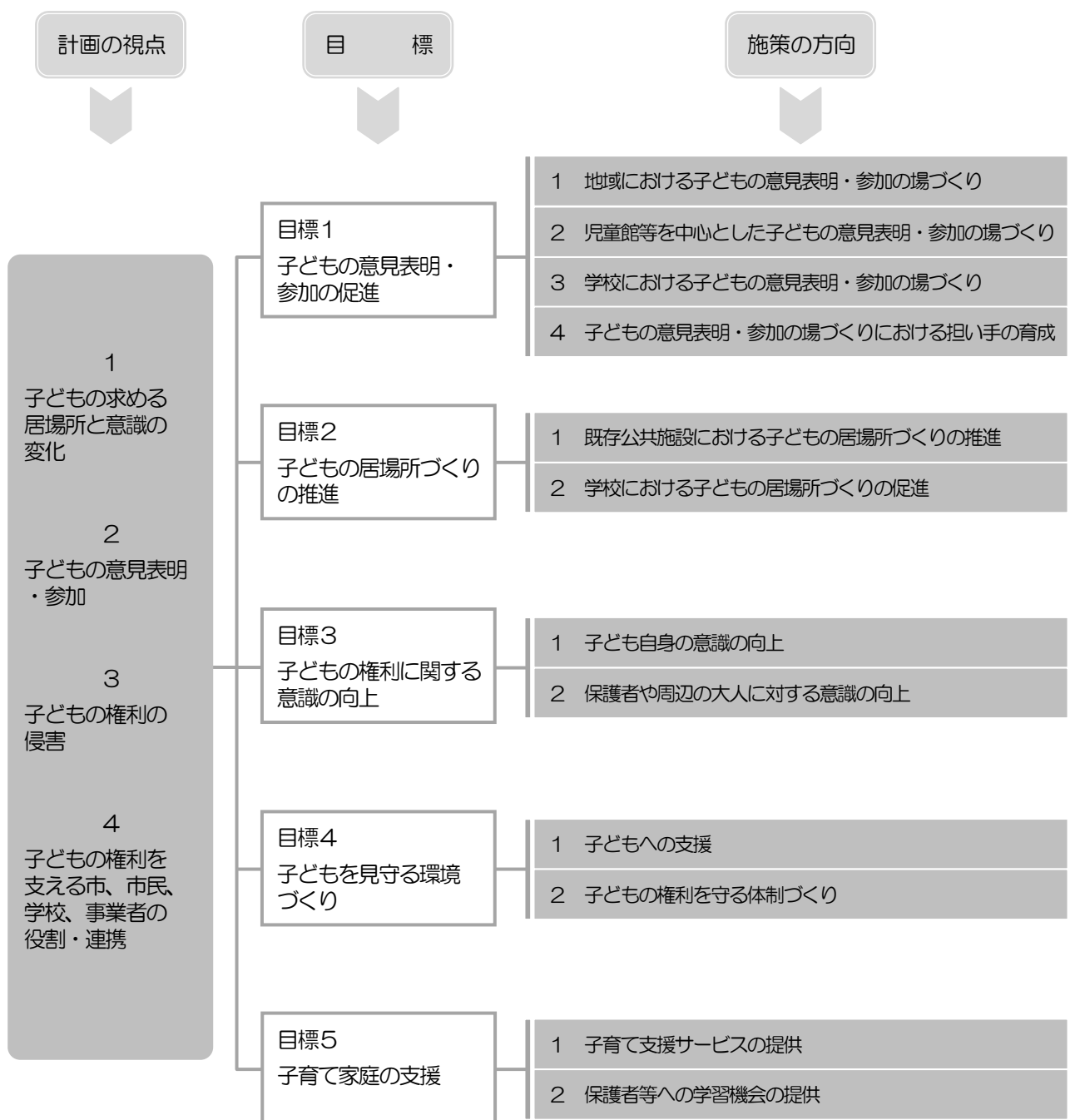
参加する権利

自由に自分の意見を言ったり、集まってグループをつくったり、自由に活動することができるということです。

第3章 計画の目標と施策の方向

計画の目標については、前章の「計画の視点」を踏まえて子どもに関する施策を具体的に推進するため、「子どもの意見表明・参加の促進」「子どもの居場所づくりの推進」「子どもの権利に関する意識の向上」「子どもを見守る環境づくり」「子育て家庭の支援」の5つを定めます。

●施策の体系



第4章 施策の内容

目標 1 子どもの意見表明・参加の促進

●現状・課題

子どもの権利のひとつに「参加する権利」があります。子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、自分の意見や考えを表明する機会が与えられること、成長に応じて活動の機会が用意され意思決定に参加することなどが保障されています。

現在、学校で実施している学校祭等の行事や児童館で実施しているイベント（「にこにこシティいわくら」等）では、子どもの自主性を尊重し、子どもの意見を反映した取組が進められています。今後は、その他の子どもの生活の場においても、子どもが意見を言ったり参加したりすることのできる機会を増やすなど、子どもが主体的に活動できる環境づくりを進める必要があります。

推進施策

地域、子ども会、学校等のさまざまな子どもの生活の場において、子どもが気軽に意見を言える機会・場の拡充とともに、子どもの参加が保障される環境の整備を推進します。

＝ 施策の方向

1 地域における子どもの意見表明・参加の場づくり

(1) 地域の行事等における子どもの参加の促進

子ども会、ボランティア団体、地域団体等の協力・連携を図り、子どもが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。

(2) まちづくりにおける子ども委員・子ども会議の設置

子どもの意見表明・参加の場として子ども委員・子ども会議等の設置を図り、子どもがまちづくりに参画できる機会の拡大に努めます。

(3) 職場体験等を通じた子どもの参加の促進

職場体験等を通じて、子どもが仕事に対する理解を深め、地域社会への参加の意識が醸成されるよう事業者への啓発に努めます。



岩倉市子ども会連絡協議会「わんぱく大縄跳び大会」



第4次岩倉市総合計画策定時
「ユース世代まちづくりワークショップ」

2 児童館等を中心とした子どもの意見表明・参加の場づくり

(1) 意見の出しやすい環境づくり

児童館等の子どもが利用する公共施設において、子どもが気軽に意見を出しやすくするための意見箱を設置します。

(2) 児童館事業を通じた子どもの意見表明・参加の場づくり

児童館で行われる行事等を子どもが主体的に活動する事業と位置付け、子ども運営委員会の設置など子どもの意見表明・参加の場を増やします。

(3) 岩倉子どものまち事業の推進

子どもが主体的に参加する「にこにこシティいわくら」等の事業を「岩倉子どものまち事業」と位置付け、企画段階からの子どもの参加を促進し、事業の拡充を図ります。



「にこにこシティいわくら」実行委員会

3 学校における子どもの意見表明・参加の場づくり

(1) 学校の行事等における子どもの自主性の促進

市内の小学校、中学校、高等学校において、各校の特色を生かして、学校行事等の企画運営に参加する機会を拡充するなど、子どもの自主性を促進します。



南部中学校「ふれ愛フェスティバル」

4 子どもの意見表明・参加の場づくりにおける担い手の育成

(1) ユースワーカーの育成

子どもの意見表明・参加の場づくりの担い手として、子どもの権利について理解し、子どもの想いを分かり合い、子どもと大人の橋渡し役となる「ユースワーカー」の育成を行います。



児童館職員「ユースワーカー研修会」




「児童館」とは・・・？



本市には7つの児童館があります。児童館は、児童福祉法に基づく18歳未満を対象とした児童厚生施設で、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を促し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置されています。


児童が自由に利用できるほか、放課後児童クラブ（学童保育）、1歳児から3歳児とその母親を対象にした幼児クラブ、母親クラブ等の活動場所としても利用されています。



「にこにこシティいわくら」とは・・・？

「にこにこシティいわくら」は、子どもたちが主体となって運営する子どものまちです。市民登録をして市民になり、ハローワークで仕事を探し、お店などで働き、銀行で給料をもらい、そのお金で物を買ったり遊んだりする、社会生活の疑似体験ができるまちです。お金は、にこにこシティだけで使える通貨、スマイルです。

岩倉市子ども条例の制定をきっかけに、平成22年度から始まった児童館行事の一つです。この行事の開催にあたっては、子どもの実行委員を募り、話し合いの場を設け、子どもたちが、どんなまちにするかを話し合い、まちの仕事の内容や運営方法を決定し、準備や当日の運営も子どもたちが行います。



「ユースワーカー」とは・・・？



ユースワーカーは、子どもの成長を手助けする専門のスタッフのことです。ユースワーカーは、指導者ではなく子どもたちの仲間として一緒に計画したり実行したりして、子どもたちの活動を長い目で見守って支える人のことです。近年は、各地域でさまざまな支援が展開されています。

本計画の目標にもある「子どもの意見表明・参加」「子どもの居場所づくり」を進める上でも、子どもの声を聴き、子どもの想いを理解し、子どもと大人の橋渡し役となる「ユースワーカー」の存在が重要です。

●現状・課題

子どもには子どもらしく育つために「育つ権利」があり、子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりが大切です。本市では、これまでに7つの児童館や地域各所に児童遊園を整備し、遊びを通して子どもたちの健やかな成長の促進、健康増進、情操を豊かにする環境整備に努めてきました。しかし、これらの施設の利用は小学生以下が中心となっており、中高生世代の居場所づくりについても今後取り組んでいく必要があります。

また、子どもの健やかな成長には、周りに見守られている、支えられている、自分の想いを受けとめてもらえている、と実感できる居場所があることが大切です。子ども同士だけでなく、多くの大人たちとの交流ができるよう、市、市民団体、ユースワーカー、学校等の子どもに関わる大人たちが連携して子どもの居場所づくりを進めていく必要があります。

推進施策

子どもの成長に応じた意識の違いを認識した上で、子どもが安全で安心して生活できる居場所づくりを、地域や学校において、子ども会や市民団体、ユースワーカー等が連携して推進します。居場所づくりでは、子どもの想いを大人が受けとめ、子ども同士や子どもと大人のより良い関係づくりを進めます。

＝ 施策の方向

1 既存公共施設における子どもの居場所づくりの推進

(1) 子どもの遊び場や豊かな体験の場の環境整備

地域にある都市公園や児童遊園等の施設を活用して、子どもたちの遊び場として自由度が高まるような施設利用の緩和など、子どもの健全な遊び場や豊かな体験の場を提供します。

(2) 児童館や地域交流センターを核とした中高生世代の居場所づくり

子どもが利用する児童館や地域交流センターを核とし、市民団体、ユースワーカー等が連携して、中学生・高校生世代の居場所づくりを推進します。



青少年宿泊研修施設希望の家
「わくわくサイエンス教室」

2 学校における子どもの居場所づくりの促進

(1) 放課後児童健全育成事業の拡充

放課後児童クラブにおいて、さらに高学年の受け入れを推進するのに合わせ、学齢期の児童に関して育成事業の拡充を図ります。

(2) 学校開放の推進

各小中学校で、学校施設の開放を拡充し、休日における子どもの自主的な運動及び学習活動を促進します。



放課後児童クラブ

●現状・課題

本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成 21 年 1 月 1 日に「岩倉市子ども条例」を施行しました。また、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11 月 20 日を「岩倉市子どもの権利の日」と定め、その日を含む 1 週間を「岩倉市子どもの権利を考える週間」とし、各小中学校において子どもの権利に関する授業を行っています。

今後は、子どもの権利意識を着実に育んでいくとともに、子どもの権利について大人も自覚し、子どもの権利に関する理解が一層深まるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発に努めていく必要があります。

推進施策

子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識できるよう、子どもの権利や岩倉市子ども条例についての学習を支援します。また、岩倉市子ども条例及びこの行動計画が広く市民に理解されるよう、広報・啓発に継続的に取り組みます。

＝ 施策の方向

1 子ども自身の意識の向上

(1) 子どもの権利を考える週間における学習機会の拡大

本市が定めた毎年 11 月 20 日の「岩倉市子どもの権利の日」及び、この日を含む 1 週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」において、子どもの権利に関する授業の実施を推進します。

(2) 子ども自身による情報発信機会の拡大

児童館等の活動を通じて子ども新聞や絵本・紙芝居を作成したり、市の広報紙に子どものコーナーを設けることにより、子ども自身による、子どもの権利や子どもの思いなどについての情報発信の機会の拡大を推進します。



岩倉市子ども条例策定時
「子ども向けワークショップ」



第4次岩倉市総合計画策定時
「まちづくり市民フォーラム～ユース世代
まちづくりワークショップの報告～」

2 保護者や周辺の大人に対する意識の向上

(1) 保護者への啓発

家庭・地域・関係機関の連携強化を図り、「子育て・親育ち推進事業」を推進する中で子どもの権利に関する情報提供を実施するとともに、保護者を対象とした研修等を実施し、子どもの権利に関する理解が深まるよう啓発に努めます。

(2) 市民への広報及び啓発の推進

市の広報紙やホームページの活用等により、岩倉市子ども条例や子どもの権利について市民への周知・普及を図ります。また、子どもに関わる活動をしている市民団体を対象とした研修等を実施します。

(3) 事業者への啓発

事業者の子どもの権利に関する理解が深まるよう、事業者を対象とした研修の実施や子どもに関わる行事への参加促進に努めます。

●現状・課題

家庭、地域、学校における子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、児童虐待、いじめや不登校といった問題が深刻化しています。子どもには「自分らしく生きる権利」や「守られる権利」があり、子どもは自分自身も他の子ども大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動する意識を醸成し、大人は子ども一人ひとりの権利が侵害されないように見守っていく環境づくりが必要です。

また、子どもの権利が侵害された際に早期発見・早期対応を図ることができるよう体制の整備・充実が不可欠になっています。

推進施策

子どもの権利を守るため、岩倉市子ども条例第8条から第12条に掲げた保護者、市、市民、学校、事業者の責務と役割をそれぞれが自覚し、連携を深めることにより、子どもを見守る環境づくりを推進します。また、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、被害に遭った子どもが速やかに救済されるよう体制の整備・充実を進めます。

＝ 施策の方向

1 子どもへの支援

(1) 虐待、体罰、いじめ等からの救済のための連携強化

民生委員児童委員等をはじめとした地域の協力や、学校等の関係機関との連携を強化し、虐待、体罰、いじめ等により子どもの権利が侵害されないよう早期発見・早期対応や防止を図ります。

(2) 被害に遭った子どもに対する支援の充実

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するケアを十分に行うために、児童相談センター、学校、その他専門機関等との連携によりカウンセリングの機会の充実を図ります。また、学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒のカウンセリングを行います。

(3) 関係機関との連携

家庭児童相談室を窓口として、学校、児童館、保育園、幼稚園、その他関係機関との連携により必要に応じてケース検討会議を開催し、児童相談体制の整備・充実に努めます。

2 子どもの権利を守る体制づくり

(1) 子どもの権利救済窓口の充実

子どもの権利救済窓口である子どもと親の相談員、家庭児童相談室、市民相談室、心の相談電話に加え、学校、児童館、保育園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター等において、児童虐待等の子どもを取り巻く諸問題の相談に対応するとともに、児童相談センター等の専門機関とも連携し、子どもを見守る体制づくりを進めます。

(2) 身近な相談窓口の設置

学校に設置されている子どもと親の相談員をはじめとして、子どもの居場所となる児童館等にも、身近な相談窓口を設置していきます。

(3) 岩倉市子どもの権利救済委員会の充実

岩倉市子ども権利救済委員会を定期的開催し、子どもの権利救済に向けて情報交換や課題の検証を行います。

(4) 相談窓口の広報

子どもの権利侵害についての広報・啓発を充実するとともに、各相談窓口・機関が身近で安心して相談できる場として認識されるよう分かりやすい広報を行います。

●現状・課題

少子化や核家族化の進行、働く女性の増加、就労形態の多様化等、社会環境が大きく変化する中で、子どもを育て、子どもが育つ環境において、新たな課題が生まれています。

核家族化の進行により、祖父母と共に子育てを行う家庭も少なくなり、家庭内での育児知識の継承が薄れています。さらに、地域での人間関係の希薄化から、子育てに悩む母親が誰にも相談できず、孤立化してしまうという状況もみられます。子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりが必要となっています。

また、増加傾向にあるひとり親家庭が、安定した家庭生活を送ることができるような支援策の充実が求められています。

推進施策

安心して子育てができるように、子育てについての相談がしやすい場や、保護者同士が交流できる場を充実するとともに、子育てに関する情報提供等を行います。また、地域の中で子育てを支えていくための支援を推進します。

＝ 施策の方向

1 子育て支援サービスの提供

(1) 交流の場の充実

既存の公共施設を活用し、子育て中の親同士が交流でき、子育てに関する相談や情報提供等を行う交流の場の充実を図ります。

(2) 地域子育て支援センター事業の推進

子育て支援センターで実施されている子育て中の親に対する不安、悩みについての電話相談及び面接相談等を継続的に実施します。また、事業内容のPRを強化するとともに、内容の充実に努めます。

(3) 地域住民のつながりによる子育て支援の促進

高齢者や子育てボランティア等の地域の人材を活用し、世代間交流を通じた地域住民の助け合いによる子育て支援ができる体制づくりを促進するとともに、地域組織や子育てサークルと協働した子育て支援事業の実施に努めます。

(4) 赤ちゃん訪問事業の実施

民生委員児童委員等の協力の下に、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関するさまざまな不安や悩みの相談を受けたり、子育て支援に関する情報提供を行う赤ちゃん訪問事業を実施します。



子育て支援センター



赤ちゃん訪問事業

2 保護者等への学習機会の提供

(1) 子育てに関する意識啓発

広報紙における子育てに関する情報の掲載や、子育て講演会等を定期的を開催することにより、子育てに関する意識啓発を推進します。

(2) 若い親に対する学習機会の提供

若い親を対象とした生涯学習講座を企画・開催し、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義等に関する教育・啓発を行います。

(3) ひとり親家庭に対する理解の促進

ひとり親家庭が地域の中で偏見や孤立することのないように、ひとり親家庭に対する理解の促進を図ります。

(4) 将来の親となる世代に対する意識啓発

中学生・高校生世代に対して、命の大切さや将来の親としての役割についての理解を促進するために、乳幼児とのふれあいや子育てについて学ぶ機会を充実します。

第5章 施策の推進

子どもの意見表明・参加や子どもの居場所づくりをはじめとしてこの計画で掲げた各施策は、福祉、教育のみならず、環境、まちづくりなど、幅広い分野においても取り組まれることが望ましいものです。このため、計画を推進するにあたっては、庁内の関係各課との連携を強化するとともに、この計画を実効性のあるものにするために、子どもの成長に関わる市民団体、ユースワーカー、学校等の連携・協働をさらに進めます。

また、市の広報紙やホームページ等を活用して計画の実施状況等の情報を毎年公表するとともに、市民意見の反映に努めます。

資料編

目次

1	岩倉市における子どもをめぐる現状	23
2	ワークショップ・研修開催報告	50
3	計画の策定経過	57
4	岩倉市子ども行動計画策定委員会委員名簿	58
5	岩倉市子ども行動計画策定ワーキンググループ委員名簿	59
6	岩倉市子ども条例	60

1 岩倉市における子どもをめぐる現状

(1) 本市の現況の把握

1-1 人口・世帯の現状

◆ 人口・世帯数の推移

本市の人口はこれまで微増傾向にありましたが、平成22年調査で減少に転じ47,340人となっています。愛知県と比較すると、愛知県は平成22年調査においてもいまだ微増傾向にあり、県よりも早く人口減少の傾向が表れているといえます。

また、本市の世帯数は微増傾向にあり、1世帯当たりの平均世帯人員は減少しています。

表1-1-1 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	岩倉市	42,508	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340
	愛知県	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719
世帯数(世帯)		13,017	14,573	16,422	17,591	18,774	18,963
平均世帯人員(人)		3.27	3.01	2.81	2.67	2.55	2.50

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

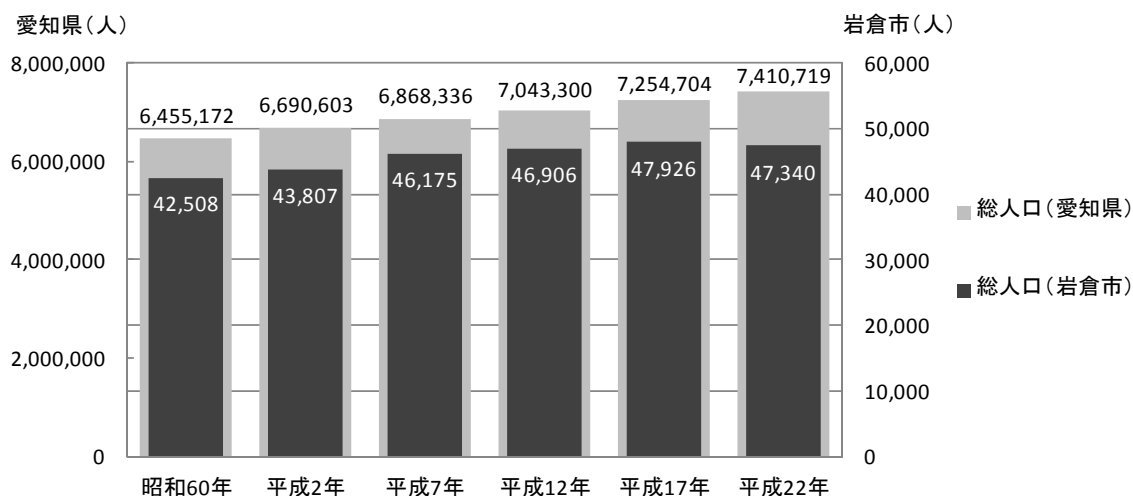


図1-1-1 人口の推移

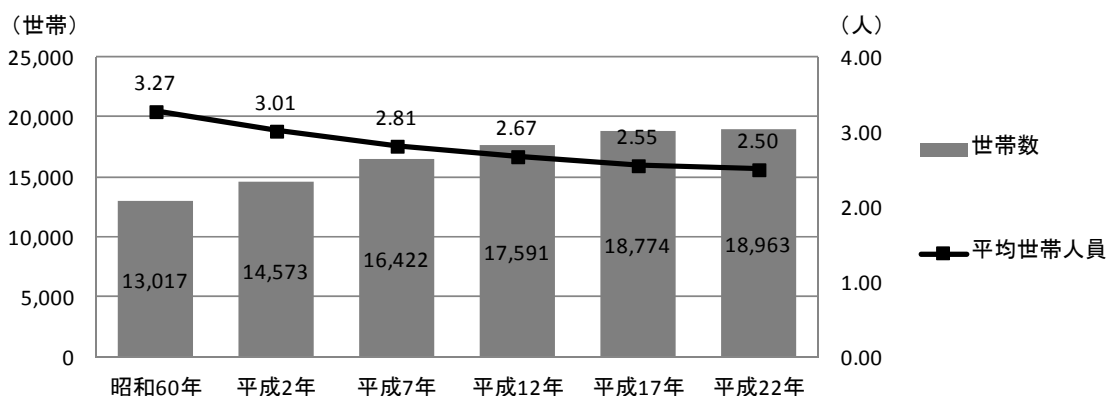


図1-1-2 世帯数・平均世帯数人員の推移

◆ 年齢別人口の推移

年齢別人口（3区分）の推移をみると、15歳未満の年少人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がみられます。

また、18歳未満の児童人口も減少しており、市の総人口数からみるとその割合は平成22年で16.9%となっています。愛知県の児童人口の割合と比較するとやや低い数値となっています。

表1-1-2 年齢3区分別人口・児童人口比率の推移

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	(人)	42,508	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	0~14歳 (年少人口)	(人) 10,200	(人) 8,065	(人) 7,507	(人) 7,229	(人) 7,108	(人) 6,689
	(%)	24.0	18.4	16.2	15.4	14.8	14.1
	15~64歳 (生産年齢人口)	(人) 29,520	(人) 32,080	(人) 34,069	(人) 33,567	(人) 33,098	(人) 31,059
	(%)	69.4	73.2	73.8	71.6	69.1	65.6
	65歳以上 (高齢者人口)	(人) 2,756	(人) 3,361	(人) 4,510	(人) 5,828	(人) 7,672	(人) 9,563
	(%)	6.5	7.7	9.8	12.4	16.0	20.2
	年齢不詳	(人) 32	(人) 301	(人) 89	(人) 282	(人) 48	(人) 29
	(%)	0.1	0.7	0.2	0.6	0.1	0.1
0~17歳 (児童人口)	岩倉市	(人) 12,359	(人) 10,371	(人) 9,207	(人) 8,654	(人) 8,424	(人) 7,987
(%)	29.1	23.7	19.9	18.4	17.6	16.9	
0~17歳 (児童人口)	愛知県	(人) 1,769,580	(人) 1,578,407	(人) 1,386,213	(人) 1,320,899	(人) 1,282,454	(人) 1,278,812
(%)	27.4	23.6	20.2	18.8	17.7	17.3	

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

※児童人口：0~17歳の人口（児童福祉法が定義する「児童」）

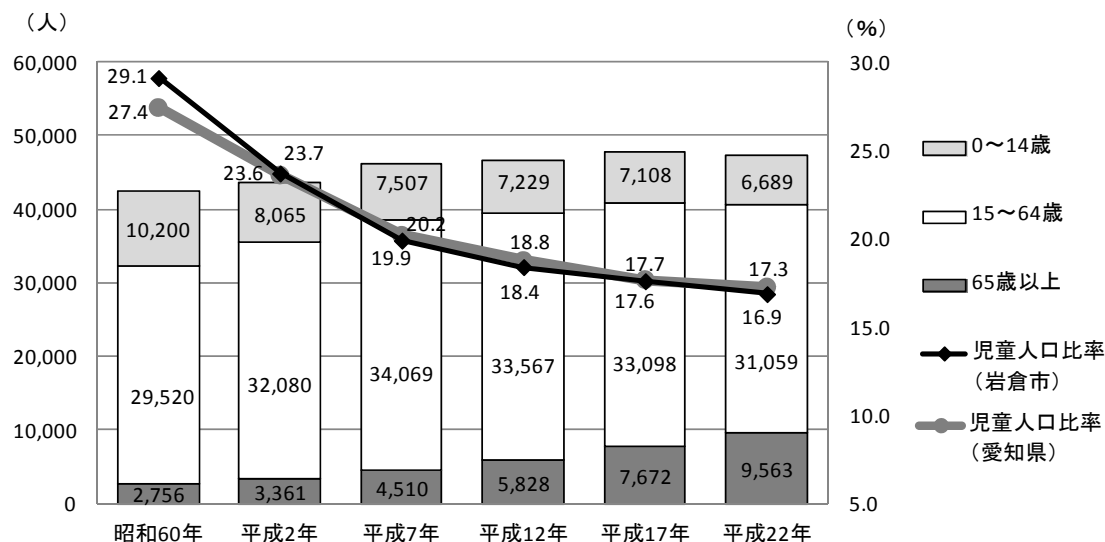


図1-1-3 年齢3区分別人口・児童人口比率の推移

◆ 人口構成

人口構成について年齢5歳階級別にみると、35～39歳が男女共に最も多くなっています。また、19歳以下の年齢では、男女ともに0～4歳及び10～14歳の人口がやや多いものの、大きな差はみられません。

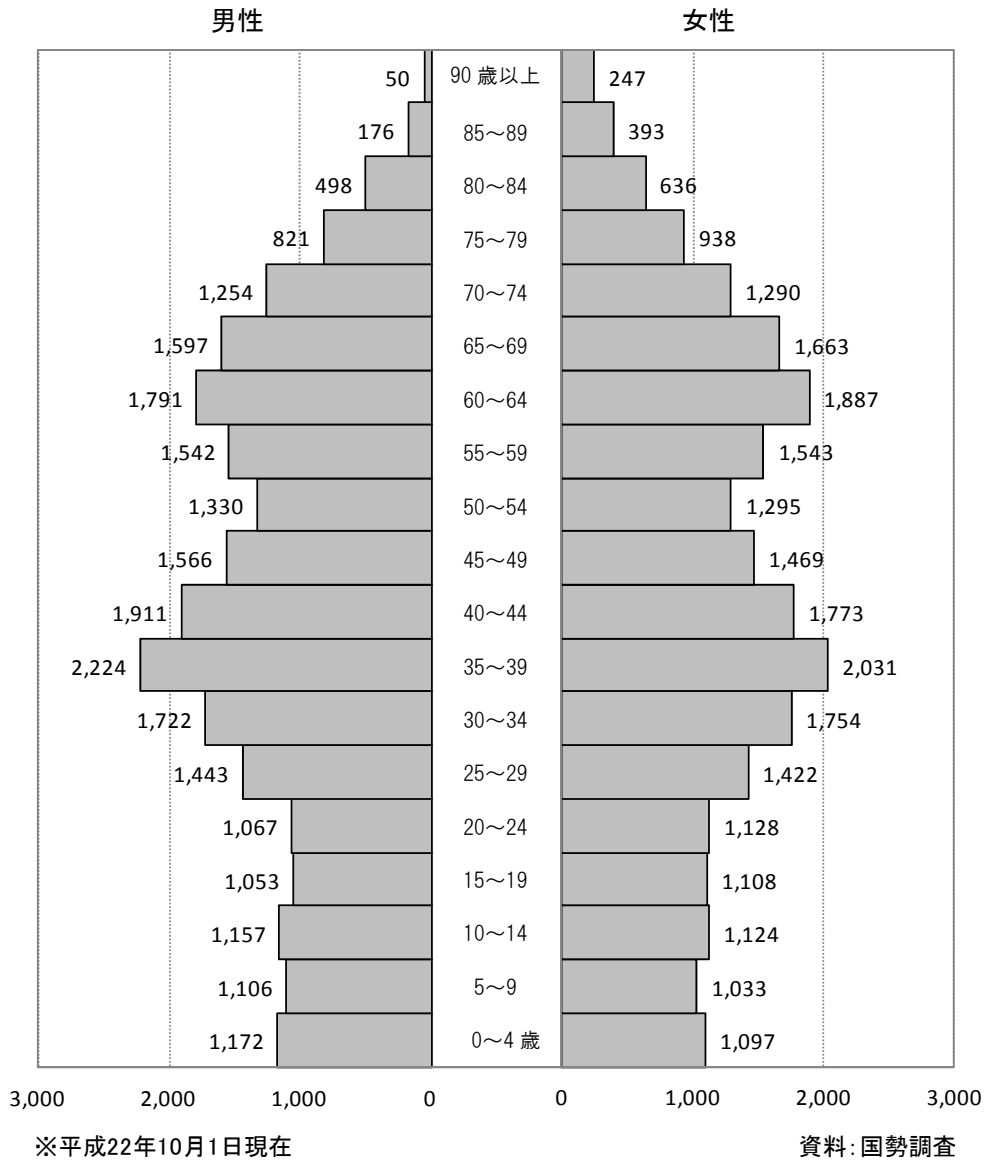


図1-1-4 年齢別人口

◆ 家族類型別世帯数の推移

家族類型別に一般世帯数の推移をみると、世帯数全体が増加している中で、単独世帯及び核家族世帯が増加しています。一方、3世代以上の世帯は減少しており、核家族化が進んでいる現状がうかがえます。

表 1-1-3 家族類型別世帯数の推移

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数総数	(世帯)	12,990	14,313	16,353	17,346	18,724	18,952
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	(世帯)	2,088	2,838	3,857	4,248	5,090	5,206
	(%)	16.1	19.8	23.6	24.5	27.2	27.5
核家族世帯	(世帯)	8,875	9,475	10,492	11,144	11,745	11,935
	(%)	68.3	66.2	64.2	64.2	62.7	63.0
3世代以上	(世帯)	1,550	1,483	1,375	1,199	1,008	1,108
	(%)	11.9	10.4	8.4	6.9	5.4	5.8
その他の世帯	(世帯)	477	517	629	755	881	703
	(%)	3.7	3.6	3.8	4.4	4.7	3.7

※一般世帯: 寮の学生、病院の入所者、社会施設の入所者等を除いた世帯
 ※各年10月1日現在

資料: 国勢調査

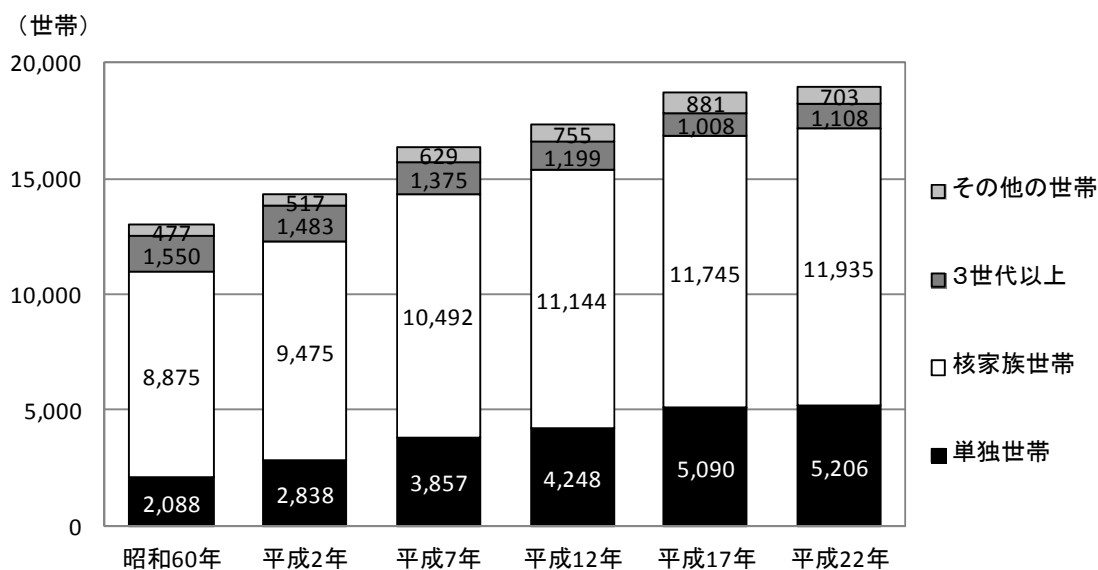


図 1-1-5 家族類型別世帯数の推移

核家族世帯の内訳をみると、全体的に世帯が増加している中、特に、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯（以下「母子世帯」）が増加しています。また、男親と子どもから成る世帯（以下「父子世帯」）についても、緩やかな増加傾向を示しています。

母子世帯と父子世帯を合わせた数と前頁の3世代以上の世帯の数を比較すると、平成12年以降、母子世帯と父子世帯を合わせた数が大きく上回っています。

表1-1-4 核家族世帯の内訳と推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦のみの世帯	1,636	2,165	3,017	3,544	4,076	4,300
夫婦と子どもから成る世帯	6,491	6,393	6,444	6,373	6,200	6,024
母子世帯	624	744	850	1,020	1,230	1,339
父子世帯	124	173	181	207	239	272

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

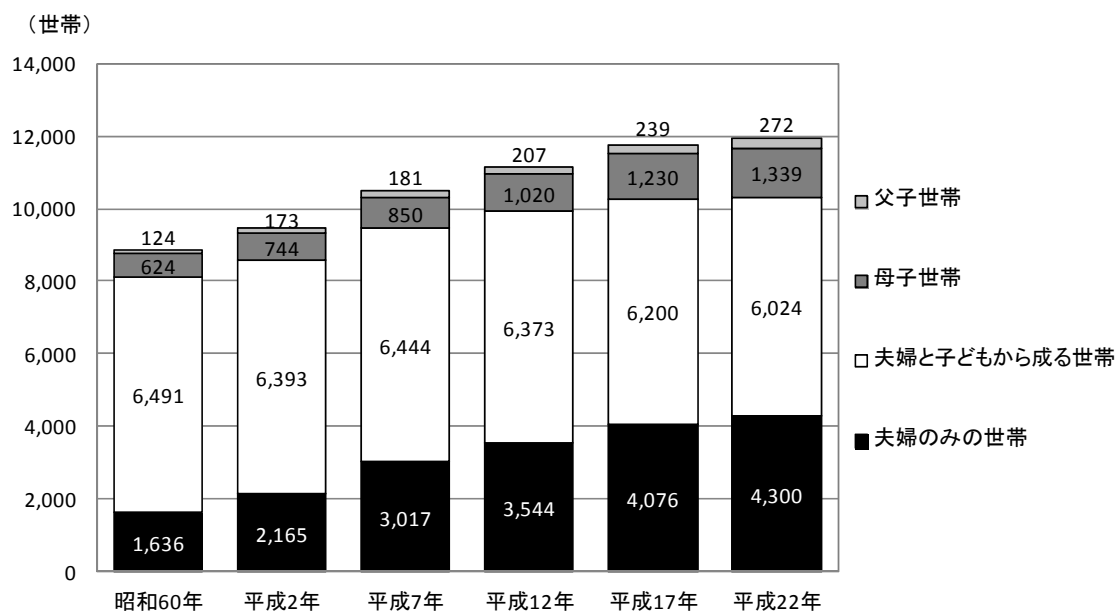


図1-1-6 核家族世帯の内訳と推移

1-2 子どもの現状

◆ 出生の状況

近年の出生数は500人前後と横ばいで推移しています。

また、出生率について愛知県及び全国と比較すると、平成14年以降、本市の数値が県や国の数値を上回っています。

表1-2-1 出生数・出生率の推移

区分		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
岩倉市	出生数(人)	504	581	510	483	502	491	499	488	492
	出生率(%)	10.6	12.2	10.6	10.1	10.5	10.2	10.3	10.1	10.4
愛知県	出生数(人)	71,823	70,236	70,417	67,110	69,999	70,218	71,029	69,768	69,872
	出生率(%)	10.3	10.0	10.0	9.4	9.8	9.8	9.9	9.7	9.6
全国	出生数(人)	1,153,855	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304
	出生率(%)	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5

※出生率＝出生数／人口×1,000(人口1,000人当たりの出生数)

資料：愛知県衛生年報

※出生数は年間に届けられた数

※出生率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

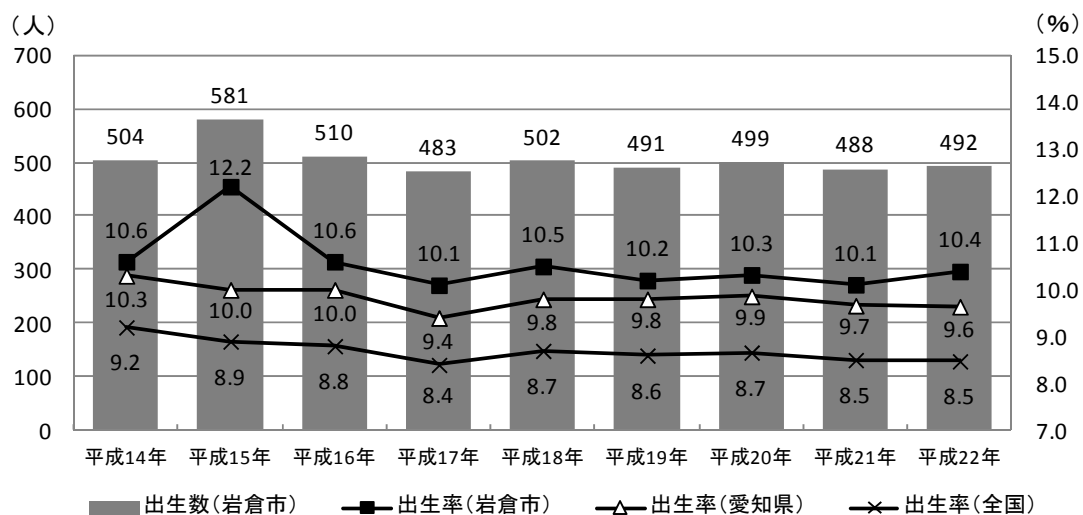


図1-2-1 出生数・出生率の推移

◆ 児童人口の推移

本計画の「子ども」の定義に該当する18歳未満の児童人口数は、平成18年以降減少傾向にあり、平成23年では8,076人となっています。

表1-2-2 年齢別児童人口の推移

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
乳幼児期	0歳	490	512	492	536	491	495
	1歳	488	470	509	472	509	469
	2歳	522	476	455	493	454	466
	3歳	496	494	466	421	474	437
	4歳	448	487	489	452	424	444
	5歳	491	441	473	474	443	418
	小計	2,935	2,880	2,884	2,848	2,795	2,729
低小学校 年	6歳	529	478	420	462	449	425
	7歳	463	506	477	418	453	441
	8歳	454	467	507	467	412	447
	小計	1,446	1,451	1,404	1,347	1,314	1,313
高小学校 年	9歳	464	438	465	515	460	409
	10歳	462	460	434	469	511	454
	11歳	433	455	466	439	459	507
	小計	1,359	1,353	1,365	1,423	1,430	1,370
中学生	12歳	451	431	459	465	433	451
	13歳	468	453	434	470	469	428
	14歳	447	466	452	435	466	466
	小計	1,366	1,350	1,345	1,370	1,368	1,345
高校生	15歳	424	442	465	452	423	457
	16歳	454	422	440	469	448	420
	17歳	467	447	428	440	466	442
	小計	1,345	1,311	1,333	1,361	1,337	1,319
合計	8,451	8,345	8,331	8,349	8,244	8,076	

※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳、外国人登録人口

1-3 婚姻・就業の状況

◆ 未婚率の推移

20～39 歳における未婚率の推移を男女別・年齢別にみると、全体的に増加傾向がみられます。特に、25～39 歳の女性、30～39 歳の男性の未婚率が増加しており、近年の晩婚化が顕著に表れています。

また、愛知県と比較すると、直近の平成 22 年では男女共に 35～39 歳の未婚率は愛知県をやや上回っていますが、それ以外の年齢については本市が下回っています。

表 1-3-1 本市の男女別未婚率の推移（20～39 歳）

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
20～24歳	男性	88.4	90.3	91.6	90.6	92.2	90.9
	女性	75.3	79.5	82.3	84.5	86.4	86.9
25～29歳	男性	51.2	56.2	60.0	65.8	66.6	64.4
	女性	20.7	29.5	36.6	45.5	51.0	52.9
30～34歳	男性	22.6	27.5	29.8	35.9	44.8	42.3
	女性	6.0	8.9	14.5	19.4	27.7	28.4
35～39歳	男性	11.0	16.8	21.2	23.1	28.8	35.2
	女性	4.3	5.4	6.7	10.8	15.7	20.3

※年齢別未婚率＝年齢別未婚者数／年齢別人口×100
 ※各年10月1日現在

資料：国勢調査

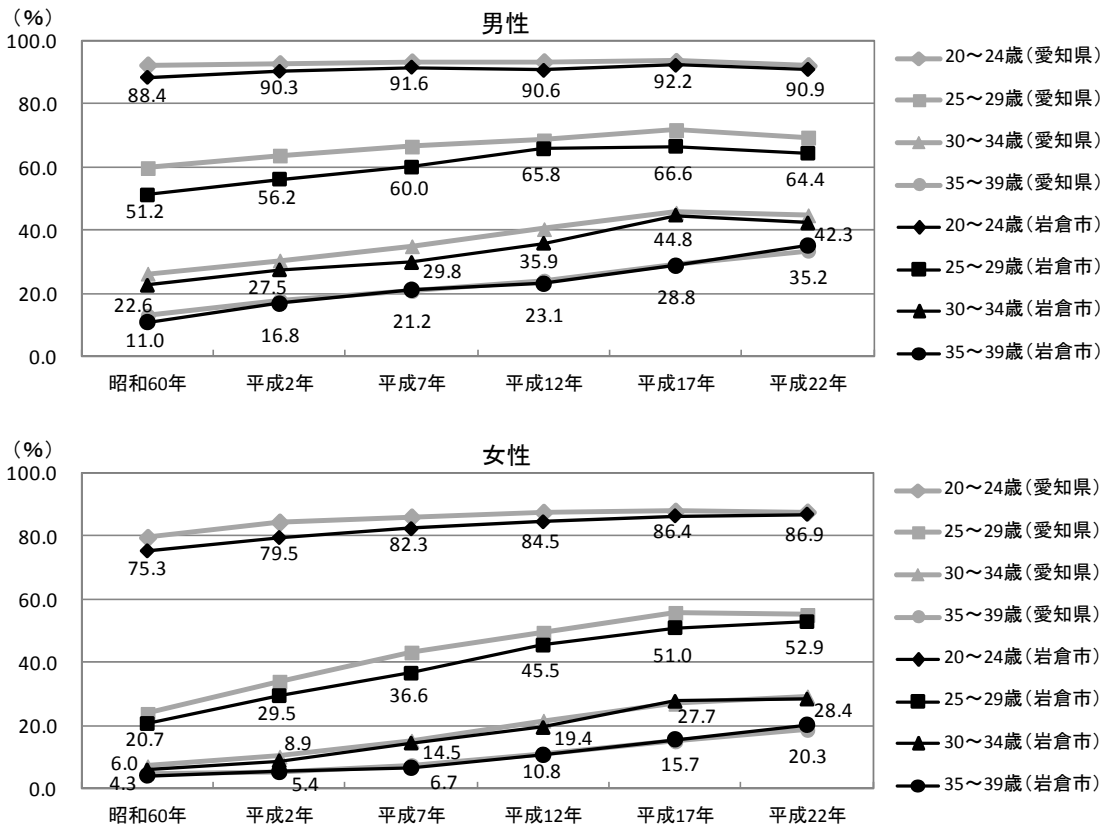


図 1-3-1 男女別未婚率の推移（20～39 歳）

◆ 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻状況については、婚姻件数は直近の平成22年にやや増加がみられるものの、全体的に横ばい傾向で推移しています。婚姻率は、愛知県及び全国と比較すると高くなっています。

また、離婚の状況については、離婚件数、離婚率共に各年によって増減がみられるものの、全体的に横ばいで推移しています。平成22年の離婚率は、愛知県及び全国を下回っています。

表1-3-2 婚姻件数・離婚件数・婚姻率・離婚率の推移

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
婚姻件数(件)	326	331	309	330	319	334	327	354	
婚姻率(%)	岩倉市	6.8	6.9	6.4	6.9	6.6	7.1	6.8	7.5
	愛知県	6.4	6.3	6.2	6.5	6.5	6.5	6.3	6.2
	全国	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5
離婚件数(件)	115	86	99	88	115	76	99	89	
離婚率(%)	岩倉市	2.41	1.79	2.07	1.83	2.39	1.57	2.05	1.88
	愛知県	2.12	2.02	1.97	1.94	1.92	1.88	2.01	1.97
	全国	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数／人口×1,000(人口1,000人当たりの離婚件数)

資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

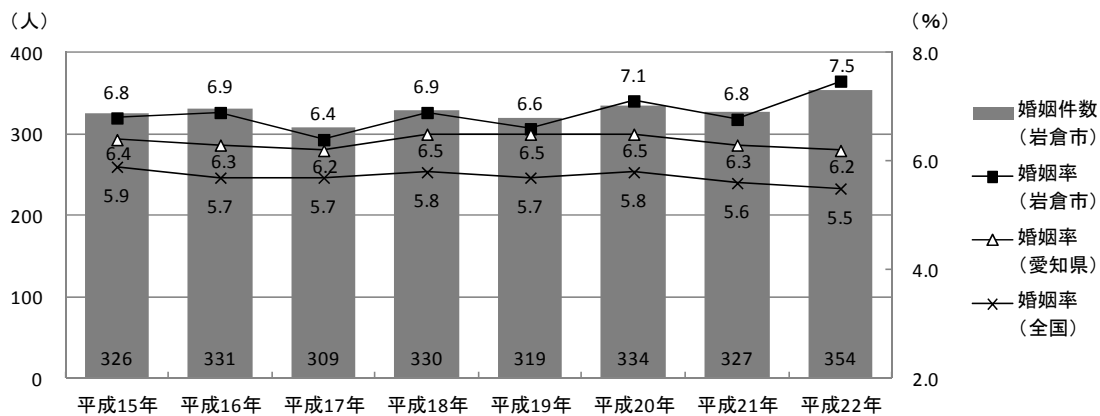


図1-3-2 婚姻件数・婚姻率の推移

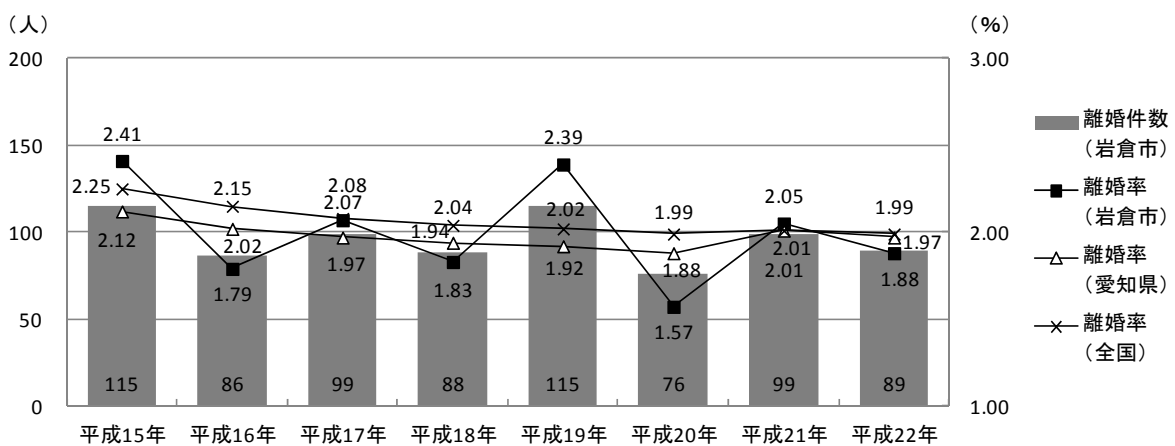


図1-3-3 離婚件数・離婚率の推移

◆ 子ども会の状況

本市の子ども会の加入状況は、会員数、加入率とも減少傾向にあり、平成24年度で会員数1,593人、加入率63.6%となっています。

表1-3-3 小学校児童数・子ども会会員数・加入率・単位子ども会数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校児童数	2,665	2,647	2,614	2,503
子ども会会員数	1,771	1,774	1,681	1,593
加入率	66.5%	67.0%	64.3%	63.6%
単位子ども会数	35	34	33	33

資料：学校教育課、子ども会連絡協議会

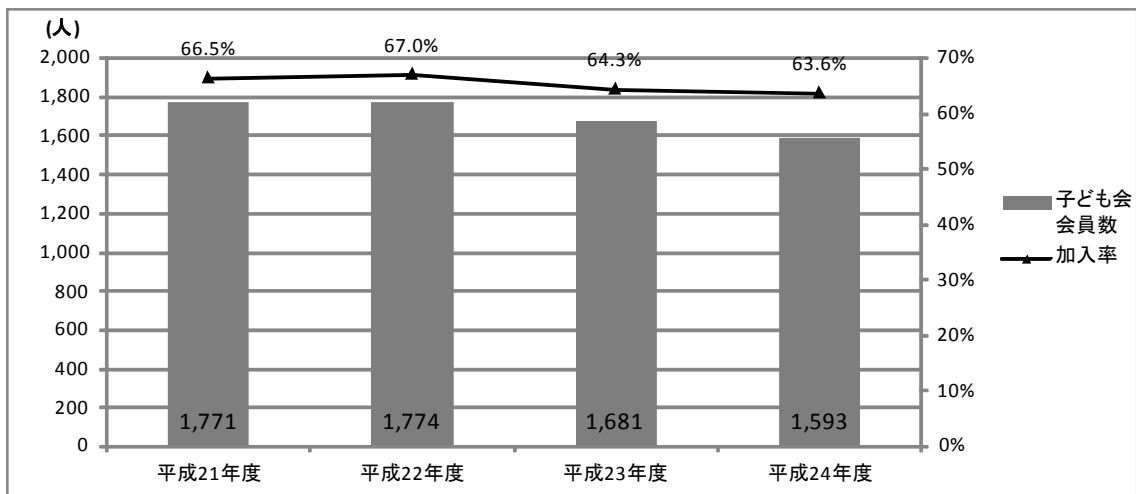
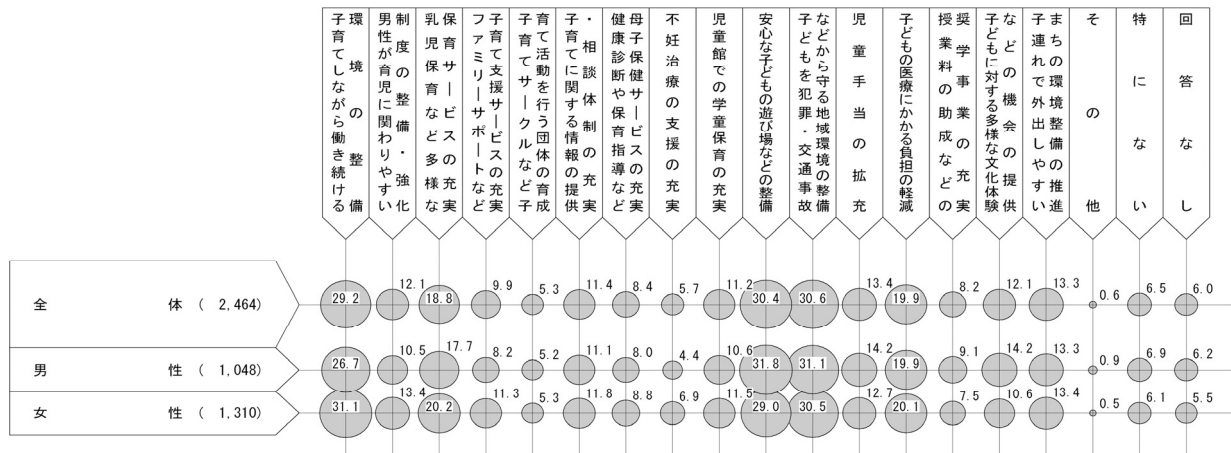


図1-3-4 子ども会会員数・加入率の推移

1-4 子育てに関する施策への要望

子育てに関する施策への要望については、性別による相違はほとんどなく、「子どもを犯罪・交通事故などから守る地域環境の整備」「安心な子どもの遊び場などの整備」「子育てしながら働き続ける環境の整備」への要望が多くなっています。子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子どもたちを支える取組を進める必要があるといえます。



資料:岩倉市「平成20年度市民意向調査報告書」

図1-4-1 子育てに関する施策への要望

(2) 子どもの権利への意識

(「子どもの権利への意識調査」結果より)

岩倉市子ども条例を制定するにあたり、児童、生徒及び保護者に対し「子どもの権利への意識調査」を実施しました。調査の結果の一部を以下にまとめました。

2-1 調査の概要

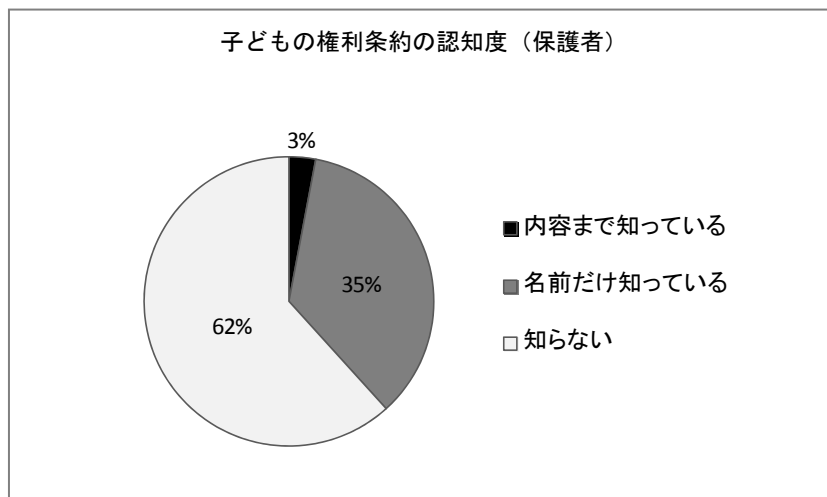
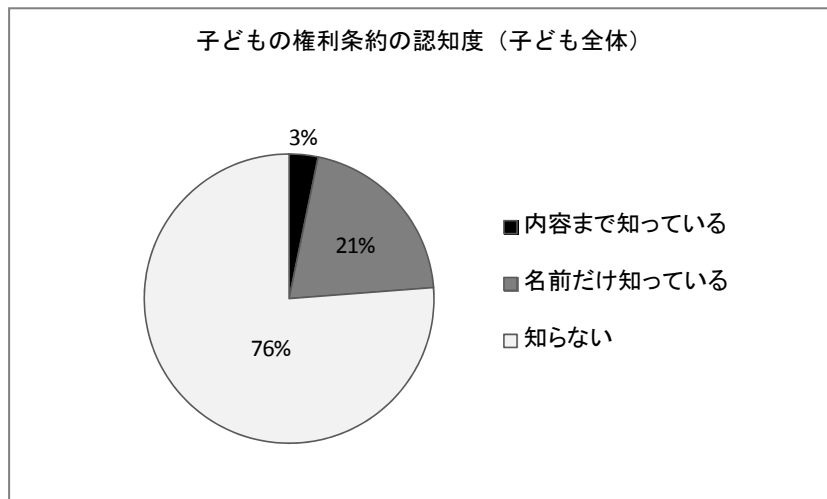
調査時期：平成20年7月

調査対象：岩倉市の小学4年生及び中学1年生、岩倉市在住の岩倉総合高等学校の生徒、その児童・生徒の保護者

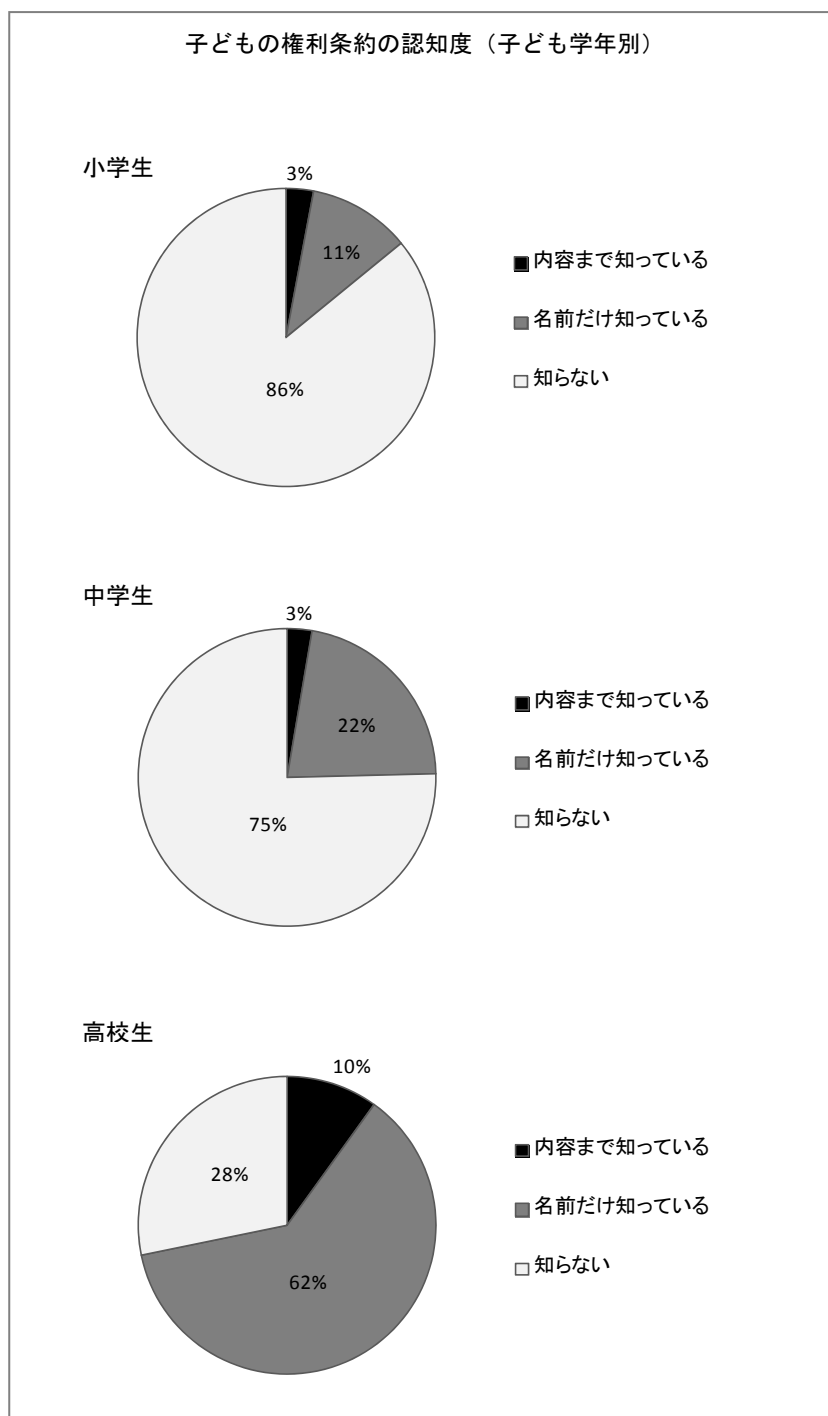
2-2 調査の結果（抜粋）

◆ 子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約の認知度については、「知らない」は、子どもは76%で、保護者は62%でした。「名前だけ知っている」が子どもは21%で、保護者は35%でした。「内容まで知っている」は、子どもも保護者も3%にとどまっています。

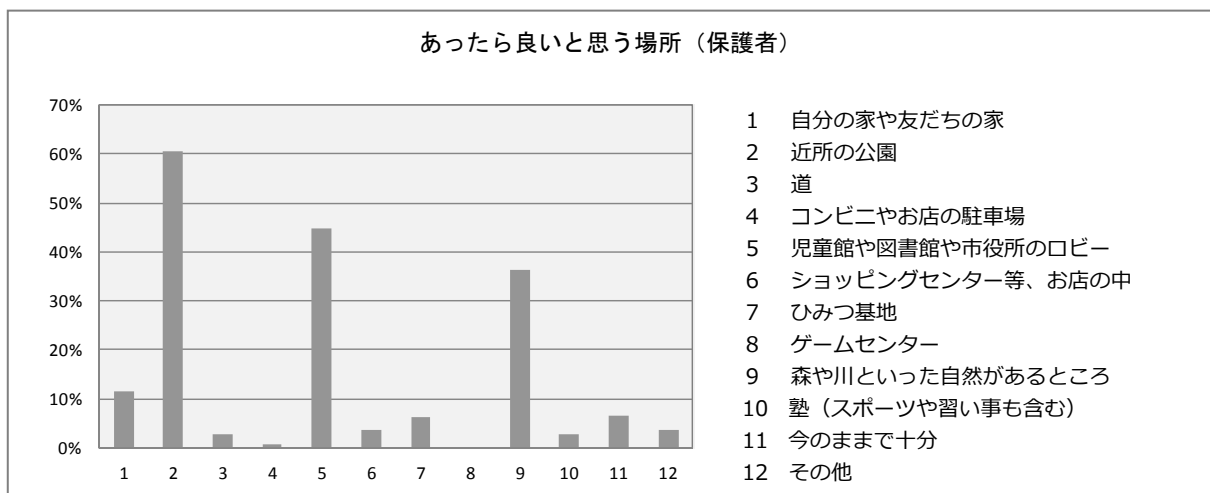
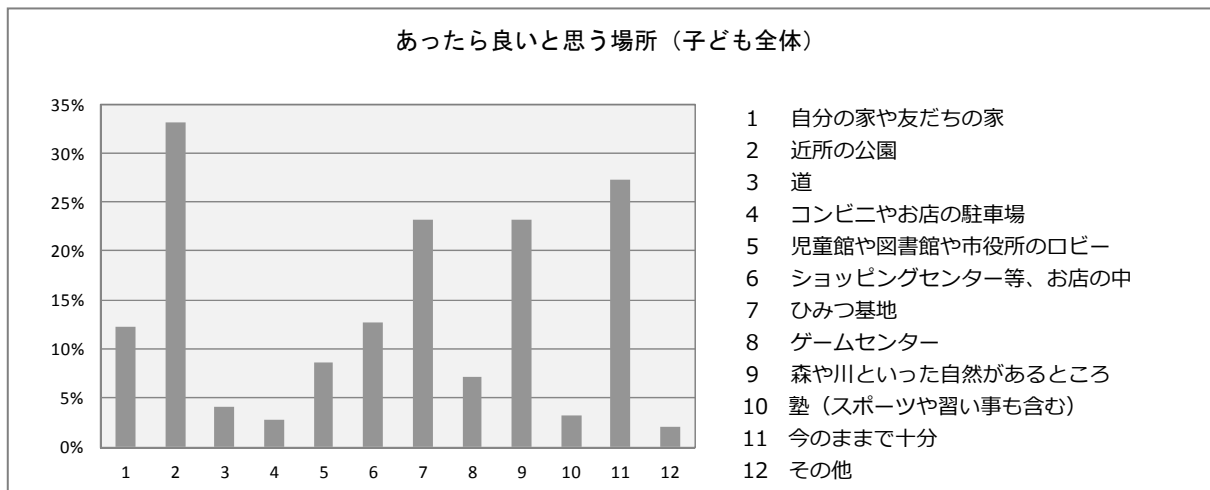


また、子どもの学年別で見ると、小学生は「名前だけ知っている」が11%、「内容まで知っている」が3%、中学生は「名前だけ知っている」が22%、「内容まで知っている」が3%、高校生は「名前だけ知っている」が62%、「内容まで知っている」10%と、学年が上がると認知度は高くなり、中学生から高校生にかけて認知度が大きく変わっています。また、高校生の「名前だけ知っている」の62%は、保護者の35%を大きく上回っています。

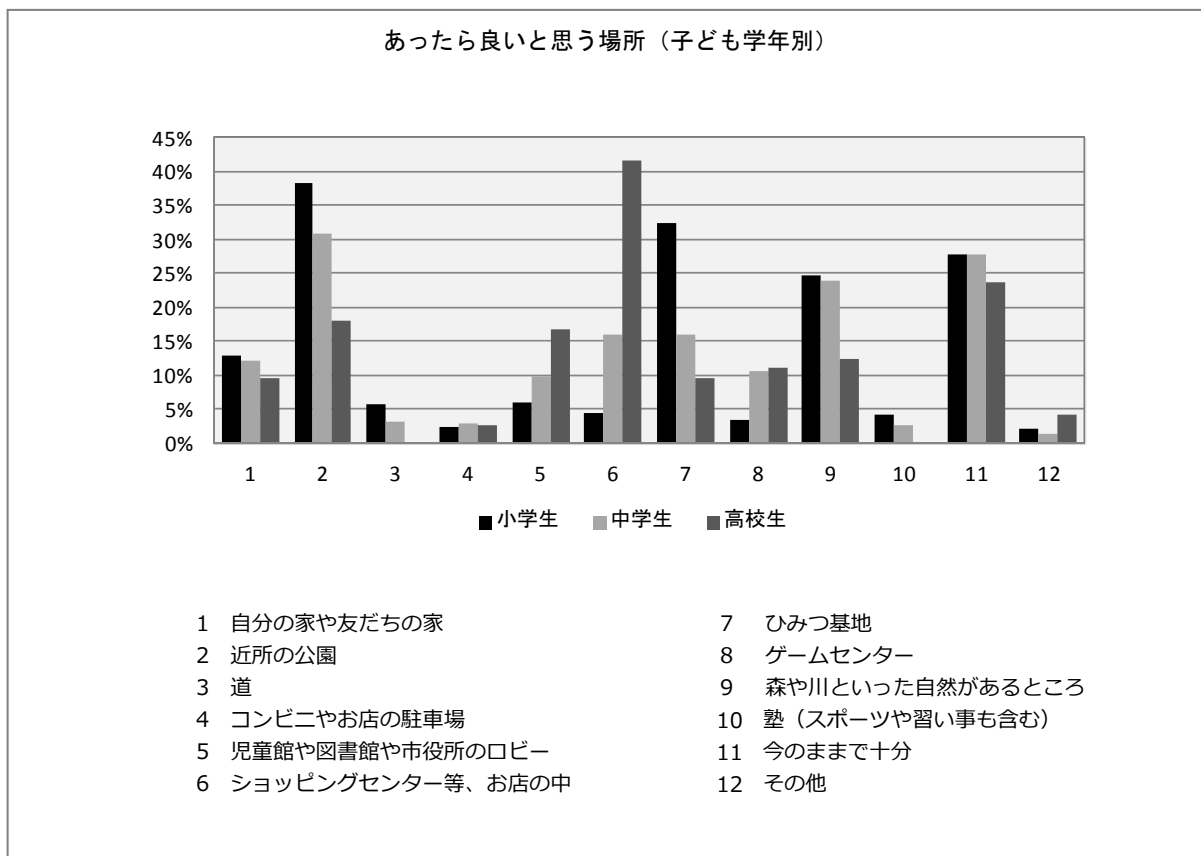


◆ あったら良いと思う場所

あったら良いと思う場所については、子どもは「近所の公園」を望む声が多く、「今のままで十分」「ひみつ基地」「森や川といった自然があるところ」が多くなっています。保護者は「近所の公園」「児童館や図書館や市役所のロビー」「森や川といった自然があるところ」を望む声が多くなっています。子どもにみられた「ひみつ基地」「今のままで十分」といった声は、保護者は少なくなっています。

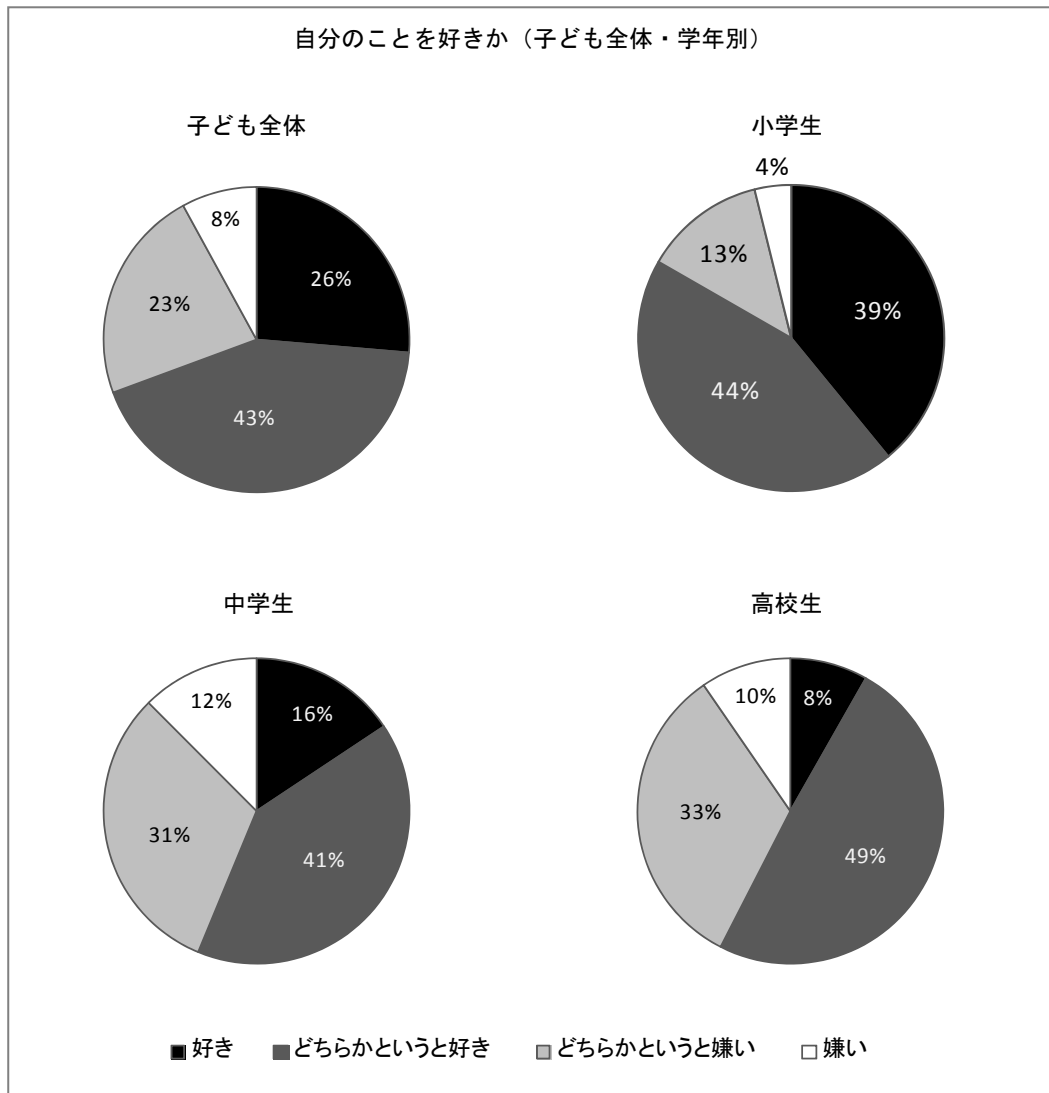


小学生は「近所の公園」「ひみつ基地」「今のままで十分」「森や川といった自然があるところ」、中学生は「近所の公園」「今のままで十分」「森や川といった自然があるところ」、高校生は「ショッピングセンター等、お店の中」「今のままで十分」「近所の公園」「児童館や図書館や市役所のロビー」の順に多くなっています。学年が高くなるほど「ひみつ基地・自然・公園」から「お店・施設」へと変化していることがうかがえます。



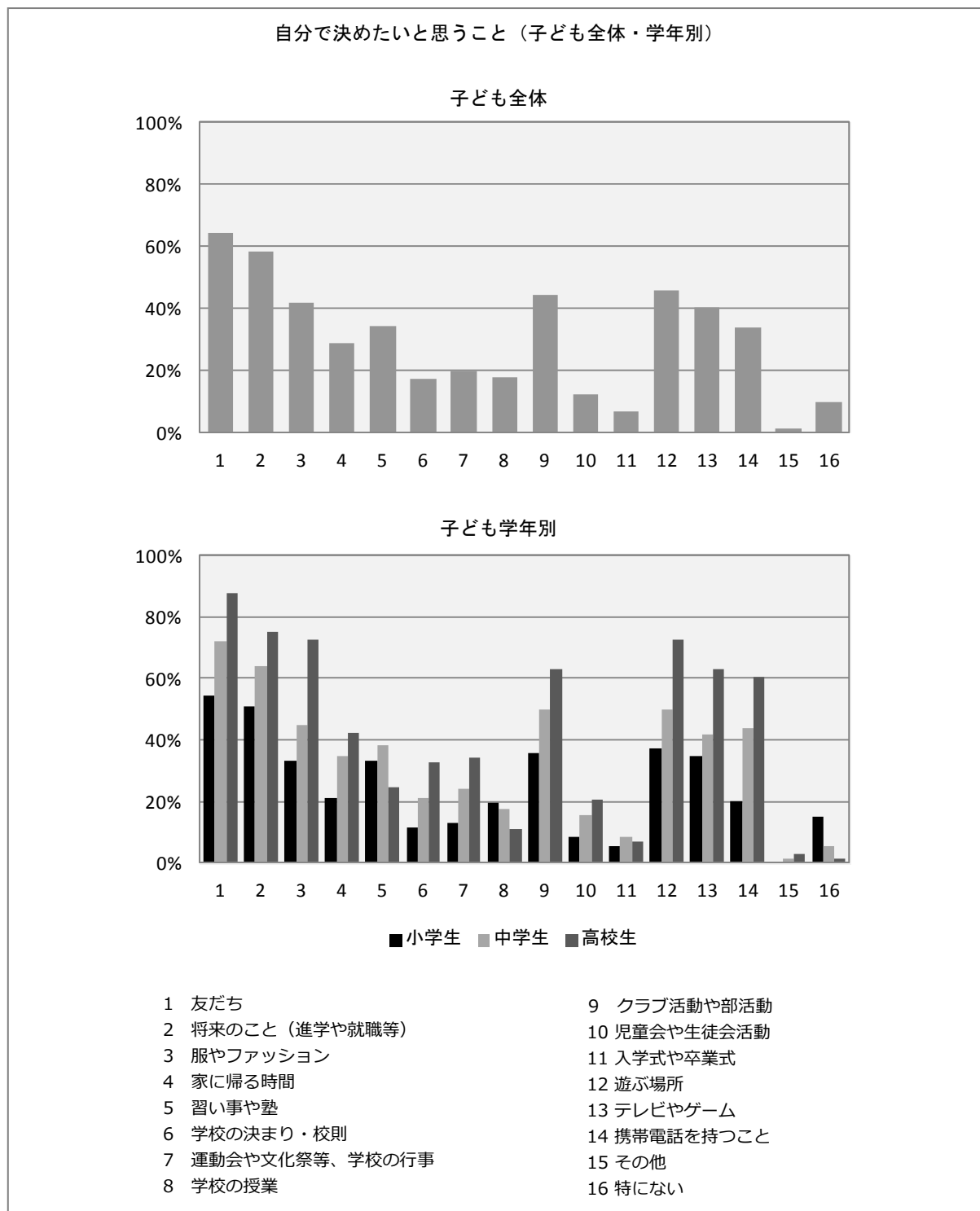
◆ 自分のことを好きか

子ども自身が自分のことを好きかについては、「好き」「どちらかという好き」と考えている子どもの割合は子ども全体では69%となっています。「好き」「どちらかという好き」について学年別でみると、小学生は83%であるのに対し、中学生・高校生は57%と低くなっています。



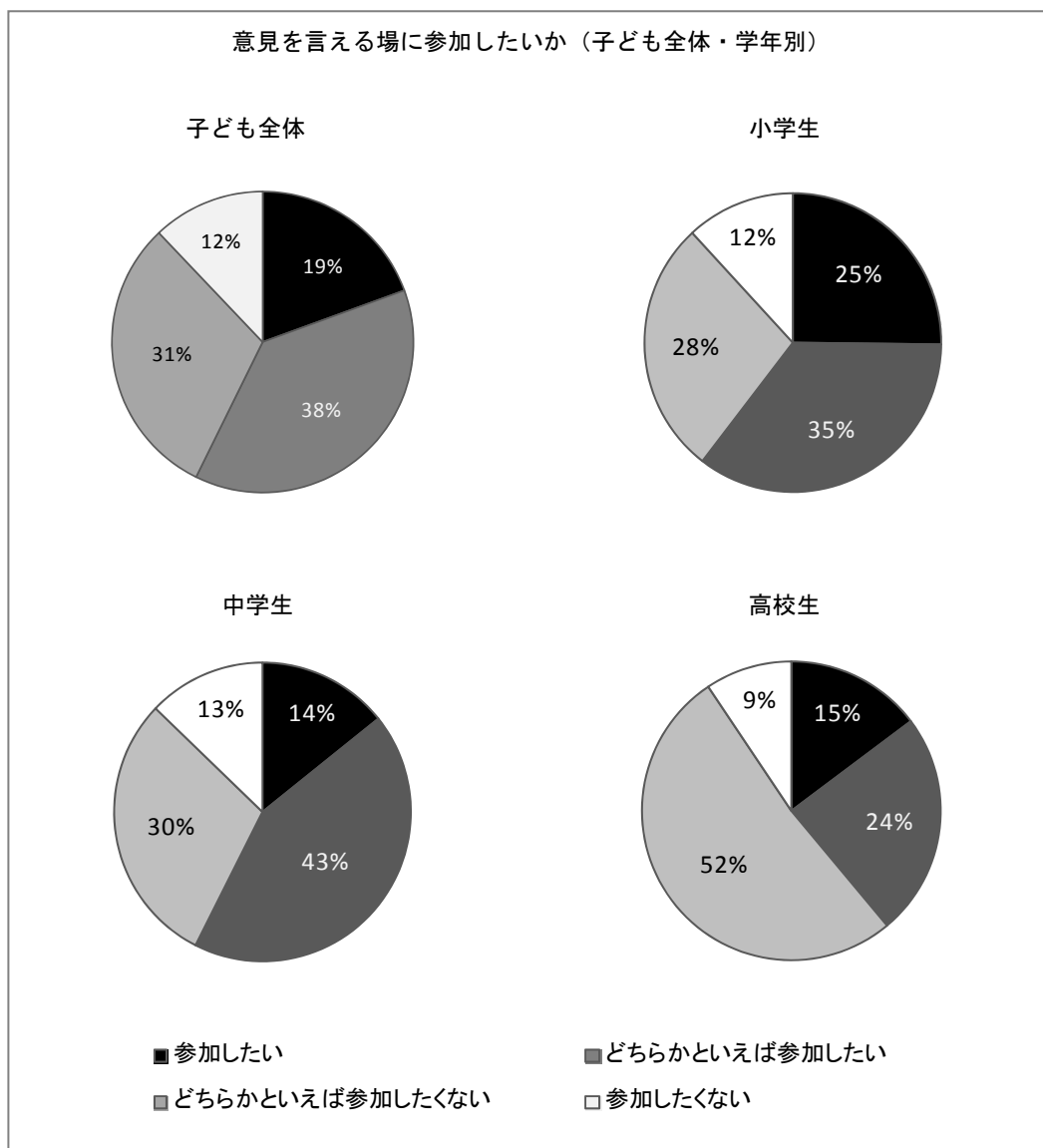
◆ 自分で決めたいと思うこと

親や先生といった大人に決められるのではなく自分で決めたいと思うことについては、子ども全体では、「友だち」「将来のこと」「遊ぶ場所」「クラブ活動や部活動」の順に多くなっています。また、高校生の「服やファッション」以外は、各学年とも「友だち」「将来のこと」「遊ぶ場所」「クラブ活動や部活動」が多く、学年による違いはあまり見られません。



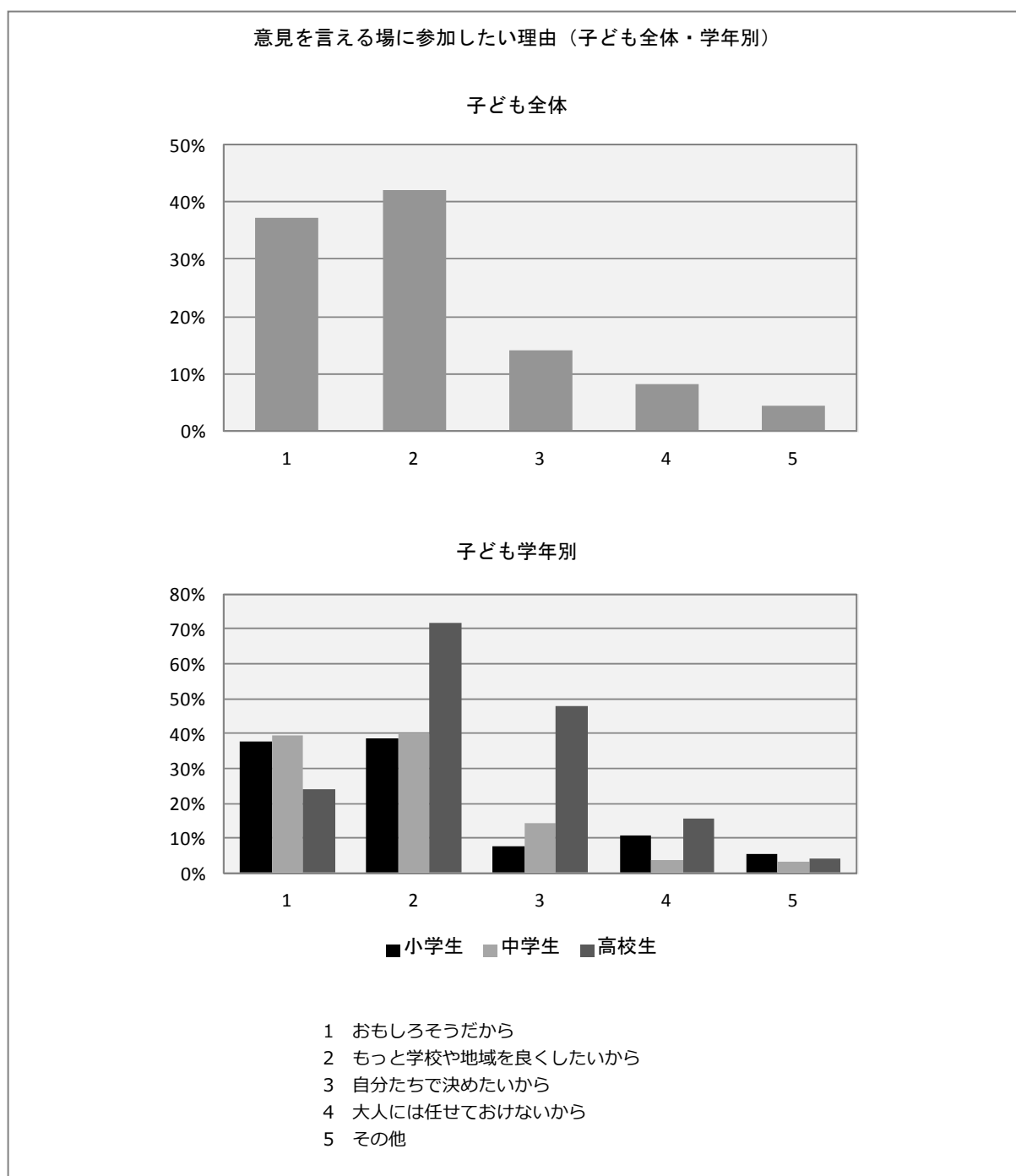
◆ 学校や地域の活動について意見を言える場に参加したいか

学校や地域の活動について、自分の意見を言える場に参加したいかについては、子ども全体では、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と答えた子どもが57%と半数を超えています。学年別でみると、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した子どもの割合は小学生・中学生は過半数を占めていますが、高校生は39%と低くなっており、「どちらかといえば参加したくない」という回答が52%と半数を超えています。



◆ 学校や地域の活動について意見を言える場に参加したい理由

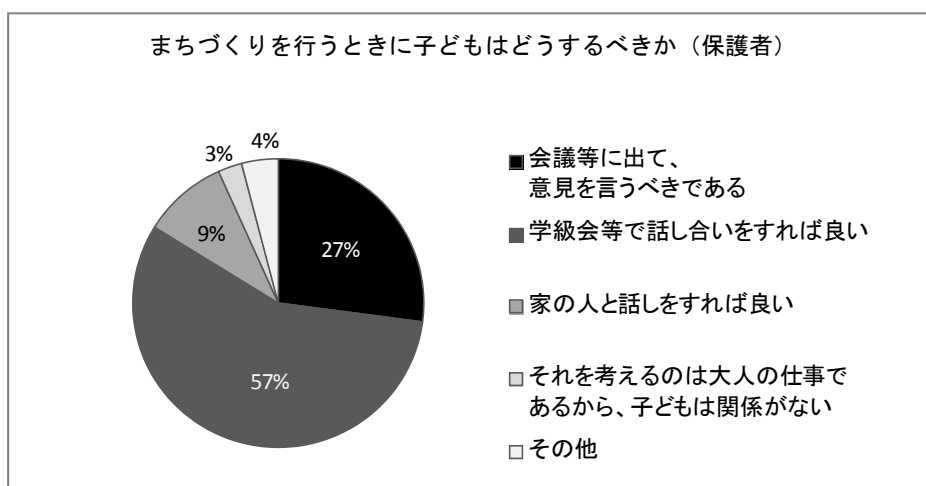
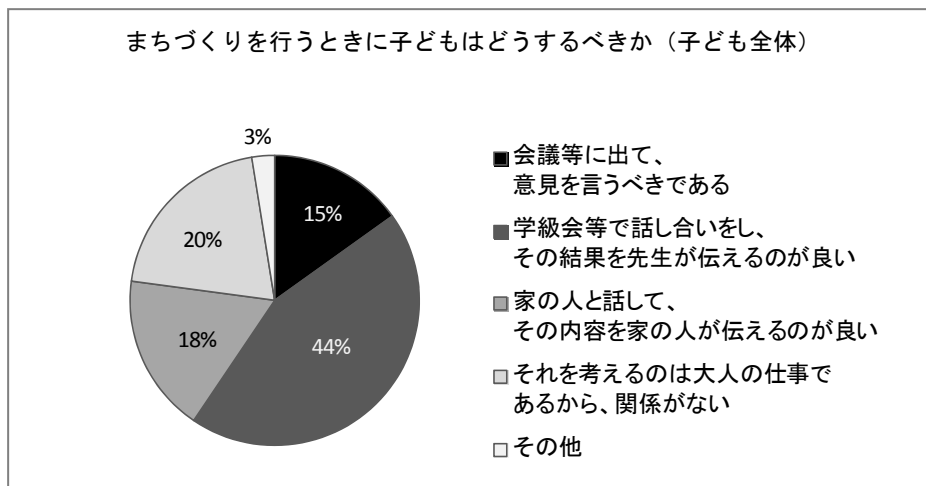
学校や地域の活動について、自分の意見を言える場に参加したい理由については、子ども全体では、「もっと学校や地域を良くしたいから」「おもしろそうだから」という回答が多くなっています。学年別でみると、小学生・中学生では「もっと学校や地域を良くしたいから」「おもしろそうだから」の回答が多くなっていますが、高校生では「自分たちで決めたいから」が多くなっています。



◆ 市のまちづくりへの子どもの参加について

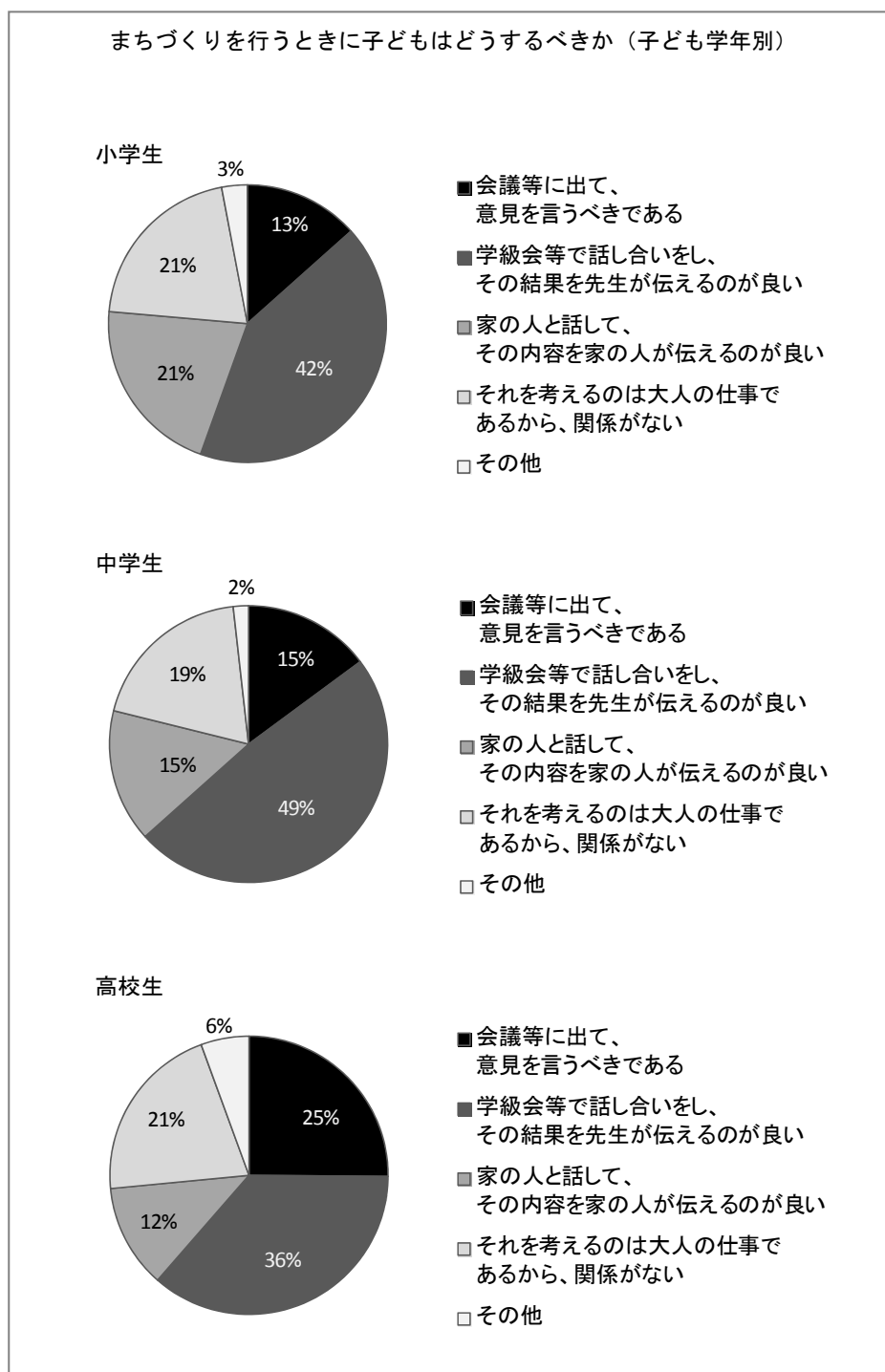
市がまちづくりを行うときに子どもはどうするべきかについては、子どもは「学級会等で話し合いをし、その結果を先生が伝えるのが良い」が44%と1番高く、「それを考えるのは大人の仕事であるから、関係がない」が20%、「家の人と話して、その内容を家の人伝えるのが良い」が18%で、「会議等に出て、意見を言うべきである」が15%となっています。保護者は「学級会等で話し合いをすれば良い」が57%と1番高く、「会議等に出て、意見を言うべきである」が27%、「家の人と話しをすれば良い」が9%となっています。

子どもと保護者を対比させると、「大人の仕事であるから、関係がない」は子どもが多く、「会議等に出て、意見を言うべき」といった子どもが積極的に参加した方が良いという回答は保護者の方が多くなっています。



また、子どもの学年別でみると、どの学年も「学級会等で話し合いをし、その結果を先生が伝えるのが良い」が最も多くなっています。「家の人と話して、その内容を家の人が伝えるのが良い」は学年が上がるとともに少なく、「会議等に出て、意見を言うべきである」は学年が上がるとともに多くなっています。

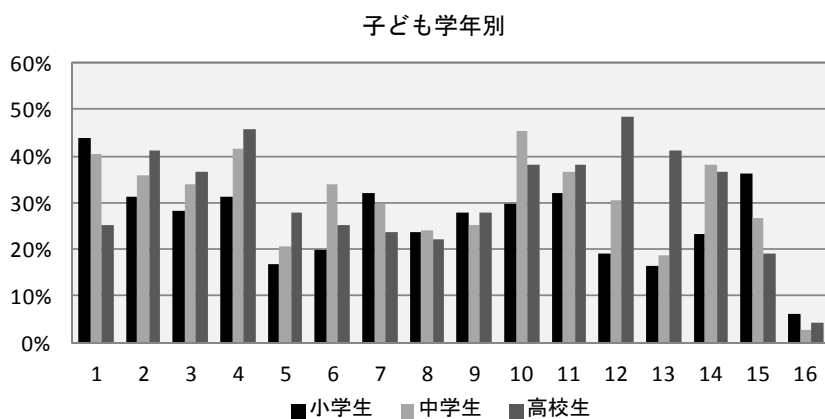
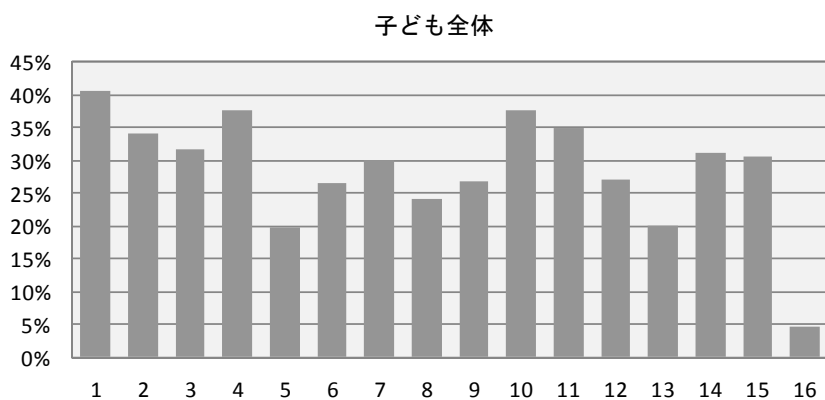
一方、「それを考えるのは大人の仕事であるから、関係がない」がどの学年も20%前後と一定の割合で存在しています。



◆ 守られていない、満たされていない子どもの権利

いつもの生活の中で守られていない、満たされていない子どもの権利については、子ども全体では、「自分の意見をきちんと言えること」「暴力や言葉や態度で傷つけられないこと」「自分が秘密にしておきたいことを勝手に見られたり、さわられたりしないこと」という回答が多くなっています。学年別でみると、小学生では「自分の意見をきちんと言えること」「家族と一緒に仲良く暮らすこと」、中学生では「自分が秘密にしておきたいことを勝手に見られたり、さわられたりしないこと」「暴力や言葉や態度で傷つけられないこと」、高校生では「子どもの出した意見がきちんと尊重されること」「暴力や言葉や態度で傷つけられないこと」という回答が高く、学年によって違いがみられます。

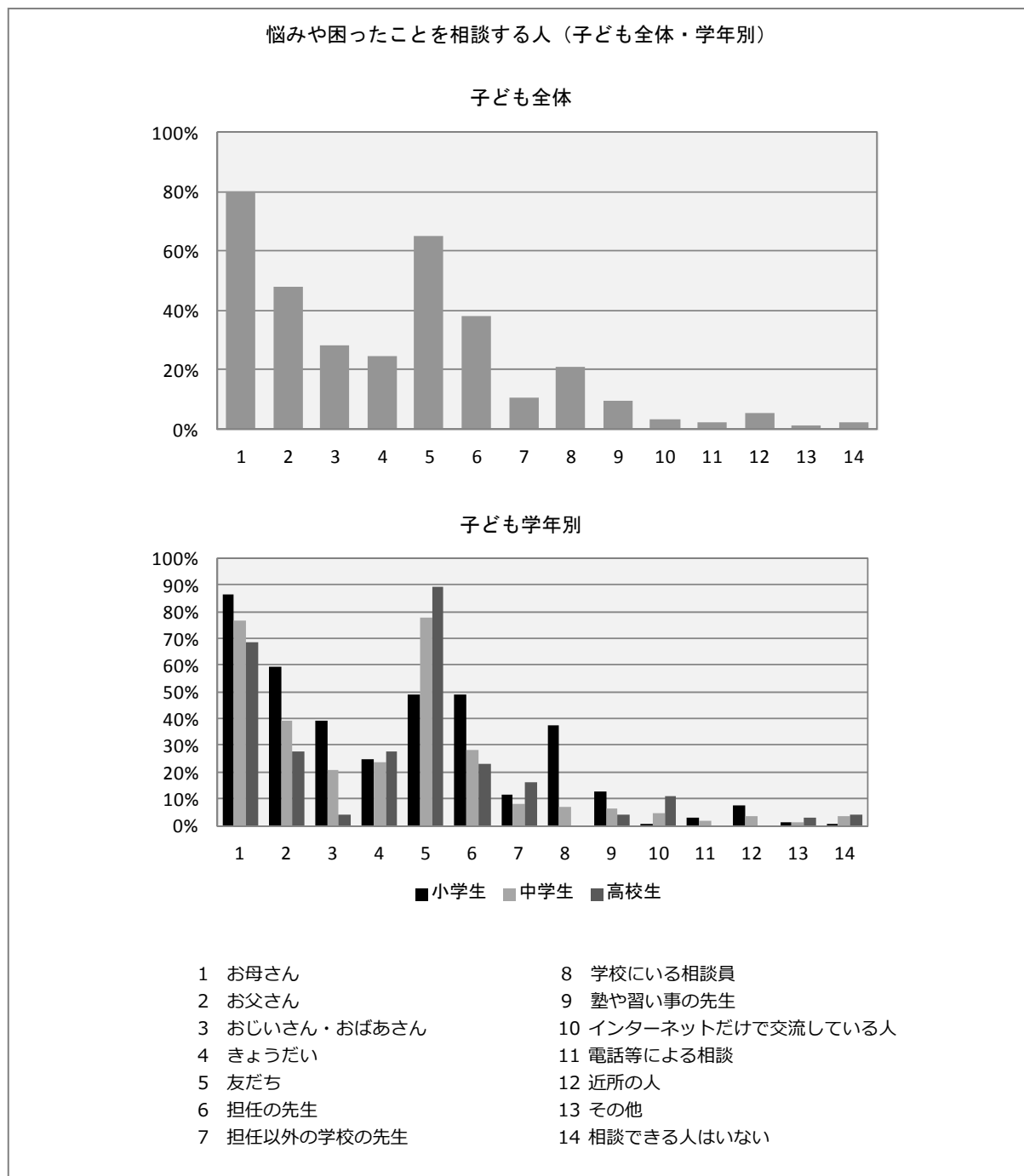
守られていない、満たされていない子どもの権利（子ども全体・学年別）



- | | |
|----------------------|--|
| 1 自分の意見をきちんと言えること | 10 自分が秘密にしておきたいことを勝手に見られたり、さわられたりしないこと |
| 2 ほっと安心できる自分の場所があること | 11 自分のやりたいこと（スポーツ・音楽・ファッション・趣味等）に取り組めること |
| 3 自由に遊んだり休んだりできること | 12 子どもの出した意見がきちんと尊重されること |
| 4 暴力や言葉や態度で傷つけられないこと | 13 家の事情を心配せずに、行きたい高校・大学へ進学できること |
| 5 出身国や肌の色で差別されないこと | 14 障害のある子どもが差別されないこと |
| 6 男の子、女の子で差別されないこと | 15 家族と一緒に仲良く暮らすこと |
| 7 自分のことは自分で決めること | 16 その他 |
| 8 自由にグループをつくり、集まれること | |
| 9 学校で分かりやすく教えてもらうこと | |

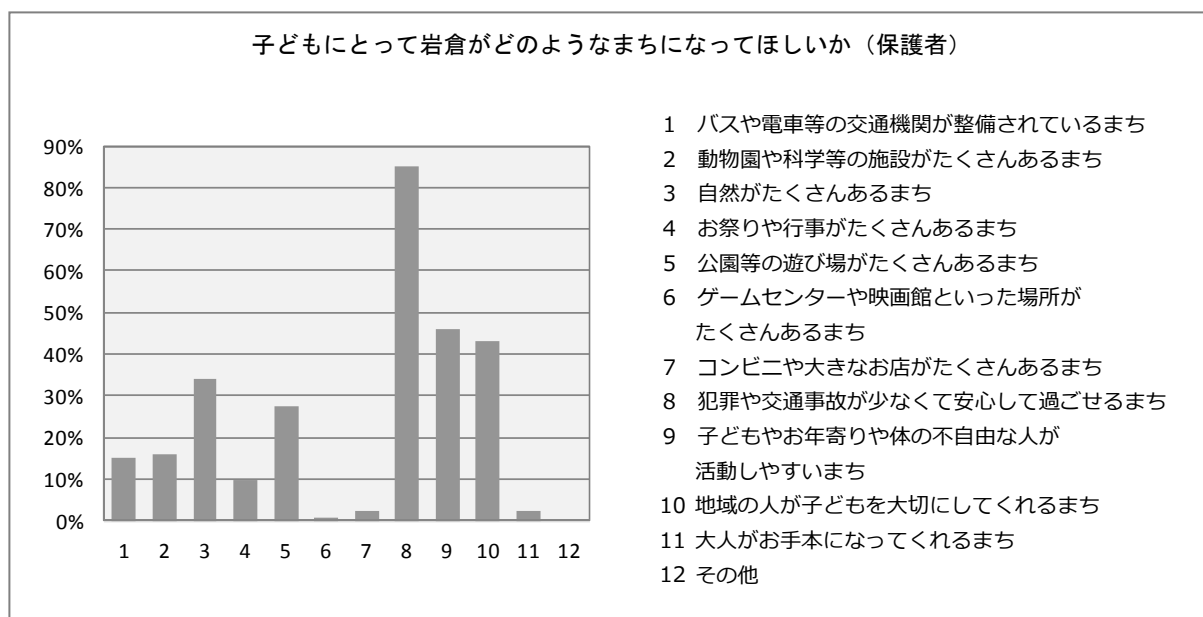
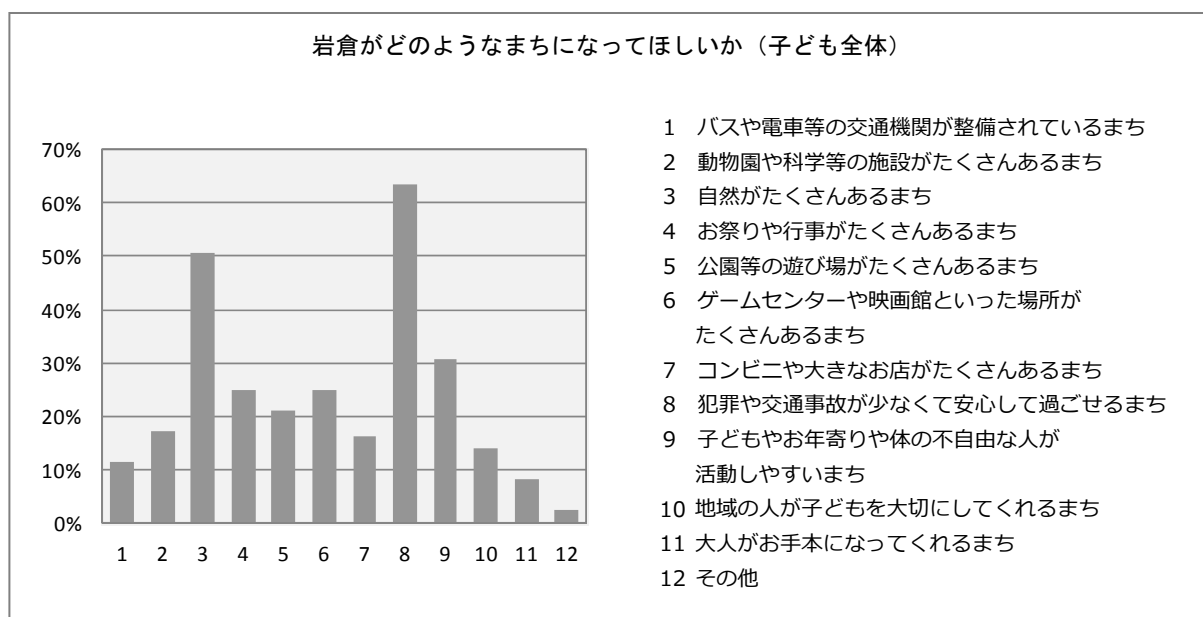
◆ 悩みや困ったことを相談する人

悩みや困ったことがあるときに相談する人については、子ども全体では、「お母さん」「友だち」「お父さん」「担任の先生」の順に多くなっています。学年別でみると、小学生では「お母さん」「お父さん」「友だち」「担任の先生」の順で多くなっていますが、中学生・高校生では「お父さん」「担任の先生」が減り、「友だち」という回答が増えています。

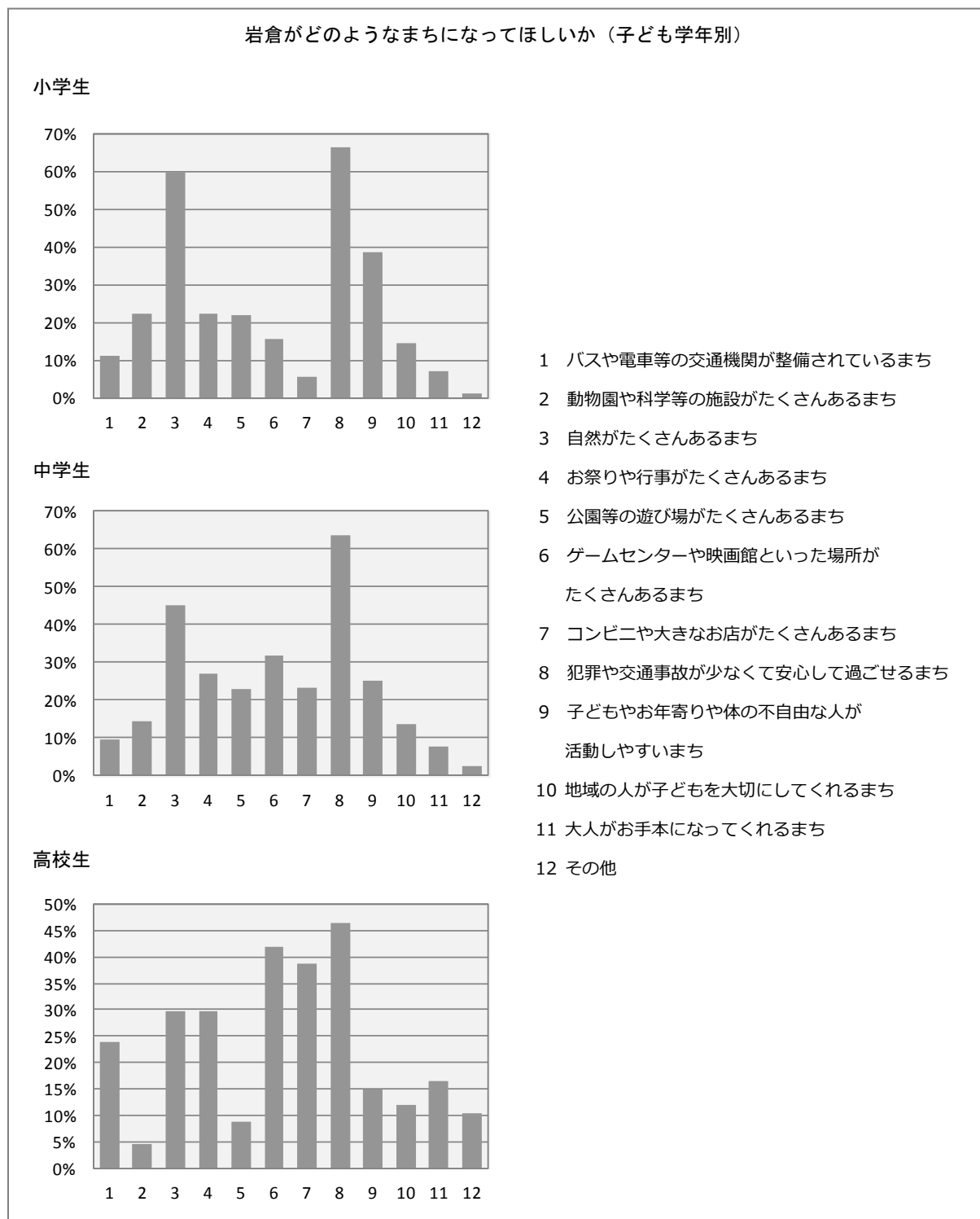


◆ 岩倉のまちへの要望について

岩倉のまちについて、子どもは「犯罪や交通事故が少なくて安心して過ごせるまち」「自然がたくさんあるまち」の順に多いのに対し、保護者は「犯罪や交通事故が少なくて安心して過ごせるまち」を望む声が特に多く、次いで「子どもやお年寄りや体の不自由な人が活動しやすいまち」「地域の方が子どもを大切にしてくれるまち」が多くなっています。子どもも保護者も「安心」が共通のキーワードであるとともに、子どもは「自然」、保護者は「福祉」や「地域」という違いもみられます。



どの学年も「犯罪や交通事故が少なくて安心して過ごせるまち」が最も多くなっています。一方、小学生と中学生は「自然がたくさんあるまち」が多いのに対し、高校生は「ゲームセンターや映画館といった場所がたくさんあるまち」「コンビニや大きなお店がたくさんあるまち」が多くなっています。



(3) 関連施設の設置状況等

本市の子ども関連の施設については、昭和30年代までには小学校2校、中学校1校、保育園3園が整備されています。その後、市制施行と前後する昭和40年代には、都市基盤の整備と人口の急激な増加に合わせて、新たに児童館や県立高校が開設されるなど、第1次総合計画が策定された昭和58年までには、現在ある施設のほとんどが開設されました。

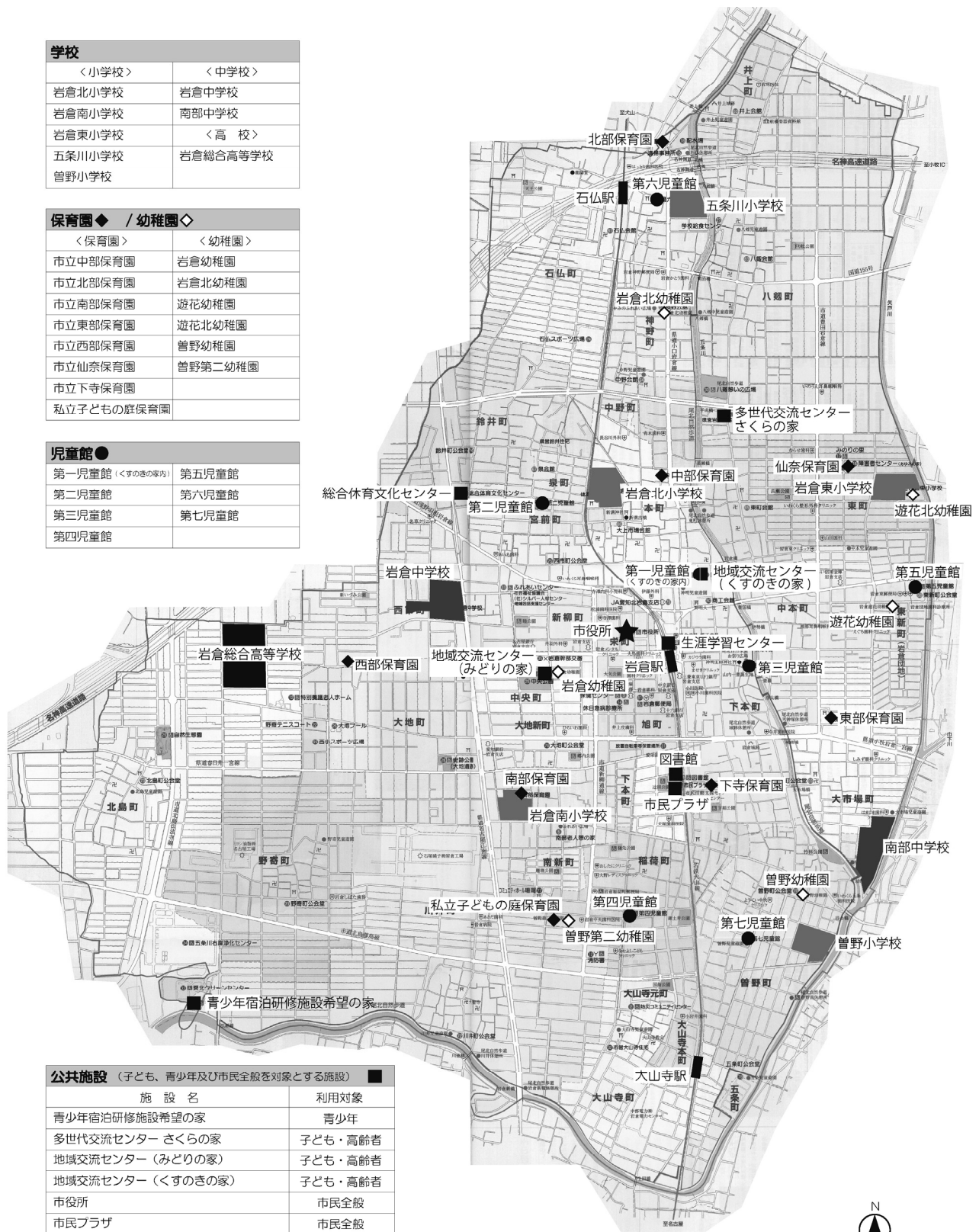
年	施設の設置	関連計画等
市制施行前 ～昭和45年	岩倉北小学校 岩倉南小学校 岩倉中学校(S22) 北部保育園(S27) 中部保育園(S28) 南部保育園(S32) 岩倉東小学校(S41) 第一児童館(S43) 東部保育園(S44) 第二児童館(S44) 西部保育園(S45) 第三児童館(S45)	
昭和46年	岩倉市市制施行 県立岩倉商業高等学校開校 第四児童館設置 第五児童館設置	
昭和49年	仙奈保育園開設 第六児童館設置 第七児童館設置	
昭和50年		最初の基本構想「健康で明るい緑の文化都市」
昭和51年	五条川小学校開校	
昭和52年	南部中学校開校 下寺保育園開設	
昭和56年	曾野小学校開校	
昭和58年	図書館開設	第1次総合計画
昭和61年	希望の家開設	
平成2年	総合体育文化センター開設	
平成3年		第2次総合計画
平成6年		子どもの権利条約批准
平成8年	みどりの家開設	
平成13年	くすのきの家開設	第3次総合計画
平成21年		岩倉市子ども条例施行
平成22年	市民プラザ開設	
平成23年	さくらの家開設	第4次総合計画

◆ 岩倉市子ども関連施設分布図

学校	
< 小学校 >	< 中学校 >
岩倉北小学校	岩倉中学校
岩倉南小学校	南部中学校
岩倉東小学校	< 高 校 >
五条川小学校	岩倉総合高等学校
曾野小学校	

保育園 ◆ / 幼稚園 ◇	
< 保育園 >	< 幼稚園 >
市立中部保育園	岩倉幼稚園
市立北部保育園	岩倉北幼稚園
市立南部保育園	遊花幼稚園
市立東部保育園	遊花北幼稚園
市立西部保育園	曾野幼稚園
市立仙奈保育園	曾野第二幼稚園
市立下寺保育園	
私立子どもの庭保育園	

児童館 ●	
第一児童館 (くすのきの家内)	第五児童館
第二児童館	第六児童館
第三児童館	第七児童館
第四児童館	



公共施設 (子ども、青少年及び市民全般を対象とする施設) ■	
施設名	利用対象
青少年宿泊研修施設希望の家	青少年
多世代交流センター さくらの家	子ども・高齢者
地域交流センター (みどりの家)	子ども・高齢者
地域交流センター (くすのきの家)	子ども・高齢者
市役所	市民全般
市民プラザ	市民全般
総合体育文化センター	市民全般
生涯学習センター	市民全般
図書館	市民全般

2 ワークショップ・研修開催報告

(1) 高校生ワークショップ

1-1 開催概要

◆ 名称

「高校生による高校生のための場づくり I-Spot」

◆ 開催趣旨

岩倉市子ども行動計画の策定にあたり、本計画の柱の一つとなる「子どもの居場所づくり」を継続的に実施していくことを目指して、ワークショップ「高校生による高校生のための場づくり I-Spot」を開催。

ワークショップを通じて、高校生が地域の文化に触れ、多世代の人々と交流しながら互いに学び合う機会を創出することで、高校生による場づくりにつなげていく。

◆ 参加者



岩倉総合高等学校美術部 1・2年生

(引率：高橋承一先生 / 実施協力：旗屋中島屋代助商店 松浦氏)

◆ 全体スケジュール

日時	内容	参加者	場所
7/31 (火)	○第1回ワークショップ ・のんびり屋「旗屋中島屋代助商店」見学 ・くすのきの家にて意見交換	高校生 29名	旗屋中島屋代助商店 くすのきの家
8/24 (金)	○第2回ワークショップ ・のんびりづくり	高校生 10名	旗屋中島屋代助商店
10/18 (木) ～ 11/3 (土)	・下絵制作	高校生	岩倉総合高等学校
11/3 (土) ～ 11/9 (金)	・転写作業 (布に下絵を転写)	高校生	岩倉総合高等学校
11/11 (日)	・糊置き作業 (転写した下絵の上に糊付け)	高校生	旗屋中島屋代助商店
11/17 (土)	○第3回ワークショップ (1日目) ・のんびりづくりを高校生と小中学生が一緒に体験	高校生 29名 小中学生 20名	くすのきの家 旗屋中島屋代助商店
11/18 (日)	○第3回ワークショップ (2日目) ・高校生による作品展の開催 ・制作したのんびりの展示	高校生 14名 小中学生 13名 作品展来場者 226名	くすのきの家 旗屋中島屋代助商店

◆ 開催場所について

くすのきの家	旗屋中島屋代助商店
 <p>くすのきの家は、のんびり屋の近くにある地域交流センター。第1回ワークショップの意見交換や、第3回ワークショップで活用した。</p>	 <p>中本町にある染物屋で、こいのぼりや幟(のぼり)を伝統的な手法で作っている貴重な場所である。旧街道に面し、昔ながらの風情が残っている。</p>

1-2 開催結果

◆ 第1回ワークショップ (7月31日)

◇参加者：岩倉総合高等学校美術部1・2年生29名

(引率：高橋承一先生 / 実施協力：旗屋中島屋代助商店 松浦氏)

時間	内容	場所
13:00～ 14:00	○のんびり屋「旗屋中島屋代助商店」見学 ・ビデオ「手染め鯉のぼりの出来るまで」を鑑賞 ・染めの工程、のぼり・旗・のれん等の作品についてお話を伺う	旗屋中島屋代助商店
14:00～ 15:30	○意見交換 ・3グループに分かれて意見交換 ①「のんびり屋の見学の感想」 ②学校以外で普段いる場所や岩倉市にこんな場所があったらいいな(意見交換後、各グループによる意見交換結果の報告を行った)	くすのきの家

◇当日の様子



のんびり屋見学の様子



3グループに分かれての意見交換の様子

◆ 第2回ワークショップ (8月24日)

◇参加者：岩倉総合高等学校美術部1・2年生10名

(引率：高橋承一先生 / 実施協力：旗屋中島屋代助商店 松浦氏)

時間	内容	場所
9:00～12:00	○のんびり制作 ・下絵描き ・糊付け作業	旗屋中島屋代助商店
13:00～16:30	・色塗り	

◇当日の様子



白布に下絵を描き、下描きに沿って米ぬかと塩でできた糊で描く 糊付けした布に色を塗っていく 完成した高校生作の“のんびり”

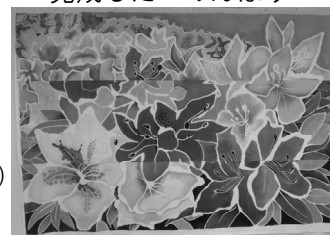
◆ 第3回ワークショップ (11月17日・18日)

◇参加者：17日 岩倉総合高等学校美術部1・2年生 29名
小学生17名、中学生3名

18日 岩倉総合高等学校美術部1・2年生 14名
小学生10名、中学生3名

(引率：高橋承一先生 / 実施協力：旗屋中島屋代助商店 松浦氏)

完成した“のんぼり”



日時		内容	場所
17日	9:45 ~12:00	○高校生と小学生によるのんぼりづくり ・高校生による作業説明、高校生の指導による色付け作業	旗屋中島屋代助商店
	13:00 ~15:00	○作品の展示設営 ・8月に高校生が制作したのんぼり、美術部で作業した“まちへの想い(心に残る風景)”や作品を展示	くすのきの家
18日	8:30 ~12:00	○軽トラ市来場者へのPR ・軽トラ市来場者に作品展示の案内ちらしを配布 ○来場者への案内・作品説明 ・展示を見に来た来場者に作品について説明	くすのきの家 軽トラ市会場 (神明ふれあい広場)
	13:00 ~14:30	<午後から小中学生が参加> ○作品引き渡し ○作品の展示&感想発表 ・完成したのんぼりをくすのきの家のホールに展示し、参加した高校生・小中学生が2日間の感想を発表	旗屋中島屋代助商店 くすのきの家

◇当日の様子



高校生がデザインした下描きに色付けをしていく子どもたち



作品展示の様子
226名に来場いただいた



完成したのんぼりと記念写真
大きさは2.7m×3.7m

◆ 高校生の感想 (事後アンケート要約)

○1日目ののんぼりづくりについて

*参加生徒 29名の回答

1 小学生と一緒に制作した、のんぼりづくりは有意義でしたか。

とても有意義だった	12	有意義だった	17	あまり有意義ではなかった	0
有意義ではなかった	0				

2 印象に残っていること

小学生との交流・ふれあい	・年齢も違うみんなで一つの作品に色を付けて完成できたことがうれしかった。 ・小学生と一緒に一つの作品をつくることで親近感がわいた。 ・小学生とふれあう機会が少ないので、教えながらの作業は楽しかった。
小中学生の印象	・小学生の自由な発想がとても良いと思いました。 ・丁寧に色を塗ってくれた。色塗りはやり方次第で色んな工夫ができそう。 ・小学生が積極的に色塗りしてくれたこと、楽しそうにしていたのが印象的だった。
苦労した点	・準備段階が大変でした。色塗りも少しレベルが高いかなと思った。 ・のんぼりづくりの経験が少なく自分でやるのも手一杯で小学生に教えるのは難しい。

○2日目の軽トラ市来場者への説明、くすのきの家での作品展示について *参加生徒14名の回答

1 軽トラ市来場者への説明や、くすのきの家での作品展示は有意義でしたか。

とても有意義だった	7	有意義だった	5	あまり有意義ではなかった	0
有意義ではなかった	0	未記入	2		

2 印象に残っていること

来場者とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> 来場者から「勉強になった」「きれいだった」などと言ってもらいとてもうれしくなり、また客観的な意見が聞けて良かった。 たくさんの方々に作品を見ていただける機会は貴重なので、とても良い刺激になった。さまざまな年齢層の方に出会えて、地域とのふれあいにもなったと思う。
苦勞した点・反省点	<ul style="list-style-type: none"> 軽トラ市の最中は来場者が多かったが、終わった時はあまり来場者が来ていなかったのので、もう少し工夫して来場者を呼び込めば良かった。 アンケートを書いてもらうのは難しいと思った。完成した作品を午前中の来場者にも見てもらえたら良かったと思った。
完成したのんぼりの作品を見て	<ul style="list-style-type: none"> 完成品を見て、担当した場所によって一人ひとりの個性が出ていてすごく感動した。美術部にとってもプラスになったし、とても充実した2日間になった。 バラバラの作品をつなげて違和感があるところもあって面白かった。ぼかしたところや微妙な色の変化もきれいにできて良かった。

○高校生と小学生と一緒に体験することについて *参加生徒29名の回答

1 今回のような高校生と小学生と一緒に体験することについてどう思いますか。

とても良いので継続してほしい	16	継続してほしいが改善すべき点がある	9	特に何とも思わない	4
----------------	----	-------------------	---	-----------	---

<改善すべき点>

- 作業場所に比べて人数が多くて動きにくかった。
- 人数を高校生、小学生とも、もっと少なくすべきと思う。
- もう少し計画をしっかり立てる。早めに予定を教えてほしい。

◆ 小中学生の感想（事後アンケート要約） *問1~3は参加した子ども19名、問4は22名の回答

1 のんぼりづくりはどうでしたか。

とてもおもしろかった	9	おもしろかった	8	ふつう	2
あまりおもしろくなかった	0	つまらなかった	0		

2 高校生のお姉さんお兄さんと一緒につくったことについて、どうでしたか。

とてもおもしろかった	12	おもしろかった	3	ふつう	4
あまりおもしろくなかった	0	つまらなかった	0		

3 のんぼりづくりをして、一番印象に残っていることは何ですか。

高校生の お姉さん お兄さん	<ul style="list-style-type: none"> 色のぬりかたなどをお姉さんたちに教われたので良かった。 色をぬって楽しかったし、お姉さんたちと楽しくできて良かった。 友達と一緒にのんぼりを作ったことや高校生に作り方を教えてもらったこと。
作品づくり について	<ul style="list-style-type: none"> ぼかしなど楽しかったのと、すべて色をぬったこと。 色をぬるとき少しまちがえたけど、きれいな色になって良かった。
その他	<ul style="list-style-type: none"> こいのぼりの色がまたぬりたい。

<2日目のみ参加した中学生（3名）の意見>

- 今回ののんぼりを作成することはできなかったが、手順や作成中の写真などを見てとても大変だと思った。作成に参加できなかったのは残念だが、またこういったイベントがあれば参加したい。
- 完成した作品を見ることができて良かった。先輩たちの頑張りが写真やのんぼりから感じることができ、またこのようなイベントなどがあればぜひ参加したい。早く岩総に入りたくなった。

4 またこのようなイベントがあったら、参加したいですか。

かならず参加したい	8	参加したい	6	わからない	7
あまり参加したくない	0	参加しない	0	未回答	1

(2) 小学生向けワークショップ

◆ 名称

ビバ！ あそびば！ 岩倉「冬の陣」(陣取り合戦)

◆ 開催趣旨

岩倉市子ども行動計画の策定にあたり、公園や児童遊園等の屋外空間や児童館等の既存施設の屋内空間を活用して、日常では体験できない新たな遊びを提案し、遊びを通して子どもたちに居場所を提供する。

◆ 日時と場所

日時：平成25年1月26日(土) 午後1時～3時 場所：お祭り広場、第三児童館

◆ 参加者

小学生49名(1年生19名/2年生20名/3年生8名/4年生1名/5年生1名)、年少1名

◆ 内容

1チーム10人～13人の4チームに分かれて、チーム対抗戦の陣取り合戦を行った。

時間	内容	
13:00～ 13:10	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・岩倉武将隊による掛け声の練習と陣取り合戦の説明
13:10～ 13:45	陣取り合戦	<ul style="list-style-type: none"> ・砦作り、火薬玉作り(段ボール、新聞紙を使ってチームごとに制作) ・作戦会議(チームごとに、全員が参加できるように作戦を立てる)
13:45～ 14:20		<ul style="list-style-type: none"> ○陣取り合戦(1回目/10分) ・作戦会議(チームごとに、再度作戦を練る) ・砦・火薬玉の補強 ○陣取り合戦(2回目/10分)
14:20	火薬玉数え	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの陣地内にある火薬玉の数が少ないチームが勝利
14:30	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・勝利チームの表彰、写真撮影
14:40～ 15:00	さいごに	<ul style="list-style-type: none"> ・片づけ(新聞紙、段ボール等の片付け) ・本日の感想(事後アンケートを実施)

◇当日の様子



広場を4区画に仕切った陣地



武将隊による掛け声の練習



段ボールで砦をつくる



各チーム特色の異なる砦が完成



陣取り合戦開始！



優勝した青チームにはメダルを授与

◆ 参加した子どもたちの感想（事後アンケート要約） *50名の回答

1 今日の「ビバ！ あそびば！」は、いつもの遊び場と比べて楽しかったですか？

（回答者数 50名）

とても楽しかった	17	楽しかった	17	変わらない	7
あまり楽しくなかった	3	楽しくなかった	6		

2 今日の「ビバ！ あそびば！」で、良かったところは？ （回答者数 45名、複数選択）

いつもできない遊びができた	26	友達と協力して遊ぶことができた	17
遊ぶ道具などを手作りした	16	知らない友達と仲良くできた	9
大人が近くにいる安心できた	2	その他	5

<その他の意見>

- ・ 投げるのが楽しかった。段ボールを集めるのが楽しかった。
- ・ いつも先生がダメと言うことができた。
- ・ 武将隊と一緒にできた。

3 また、今日のような、いつもの遊びとは違う遊びができたなら、遊びの内容はどうやって決めたいですか？ また、どんな遊びがしたいですか？ （回答者数 45名）

自分たちで内容は決めたい	15
自分たちで内容は決めたいが、大人からアドバイスはもらいたい	9
大人に内容は決めてもらいたい	21

<遊びたい内容>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 段ボールで大きいおうちや迷路をつくる ・ 岩倉武将隊の人と決闘したい ・ チャンバラ ・ おにごっこ、かくれこおりおにごっこ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 的当て ・ 風船で剣を作ってたたきあい ・ ドッチボール、ドッチビー ・ ぼこぺん |
|---|--|

4 今日の「ビバ！ あそびば！」で、一番印象に残っていることを書いてください。

- ・ 知らない友達と仲良くなれたし面白かった。
- ・ 火薬玉づくり、火薬玉を投げることで、段ボールを積み立てたこと。
- ・ 相手の陣地の的に火薬玉が当たったこと。
- ・ 初めて優勝できたのでうれしかった。
- ・ 岩倉武将隊に会えて、仲良くなれてうれしかった。
- ・ 砦づくりの時、強風が起きて大変だった。
- ・ 雪が降ったので寒かった。

(3) 児童館職員ユースワーカー研修

◆ 研修名

子どもの参画を保障する大人って？

～「Hear by Right」を活用した「子どものまち」の大人の評価シートづくりワークショップ～

◆ 開催趣旨

岩倉市子ども行動計画の策定にあたり、児童館職員を子どもの意見表明・参加の場づくりの担い手として育成するため、ユースワーカーの役割と知識、手法を習得する。

◆ 日時と場所

日時：平成 25 年 1 月 15 日（火）午前 10 時から正午 場所：第三児童館

◆ 講師

特定非営利活動法人子ども&まちネット

理事長 伊藤 一美 氏

事業スタッフ 小島 紫 氏

◆ 参加者

児童館職員 29 名

◆ 内容

子どもの権利	子どもの権利条約 岩倉市子ども条例
子どものまち	他市の事例 子どものまちにおける子どもの権利
参画のはしご	子どもがイニシアチブを持つ
ユースワーカー	ユースワーカーの役割 子どもの意見を聞く 参画の指標を作る
Hear by Right	Hear by Right の考え方 子どものまちにおける参画の視点 評価シートの活用 マッピング（現状把握）とプランニング（計画策定）
ワークショップ	にこにこシティいわくらの評価と振り返り 評価シートの作成 評価シートの発表

3 計画の策定経過

と き	事 項	備 考
平成24年 1月26日(木)	・第1回職員ワーキンググループ	・ワーキンググループの運営について ・子ども条例の経過説明について ・子ども行動計画の策定について
2月21日(火)	・第2回職員ワーキンググループ	・子どものための居場所の確保、施設の活用について
3月22日(木)	・第3回職員ワーキンググループ	・子どもの参画の推進、市民への啓発について
4月16日(月)	・第4回職員ワーキンググループ	・意見のとりまとめ
7月 9日(月)	◆第1回策定委員会	・委員の委嘱、委員長・副委員長選出 ・子ども条例及び子ども行動計画について ・子どもの参画(ワークショップ案)について
7月31日(火)	◇第1回高校生ワークショップ	・のんびり屋「旗屋中島屋代助商店」見学 ・くすのきの家にて意見交換
8月 7日(火)	◆第2回策定委員会	・子どもの居場所・子どもの参画について ・現状・課題について ・子どもの参画(ワークショップ)について
8月24日(金)	◇第2回高校生ワークショップ	・のんびり制作
9月 4日(火)	◆第3回策定委員会	・子どもの権利について ・意見交換
11月17日(土) 18日(日)	◇第3回高校生ワークショップ	・小中学生との共同によるのんびり制作 ・高校生による作品展の開催 ・制作したのんびりの披露
11月27日(火)	◆第4回策定委員会	・ワークショップの報告について ・子ども行動計画骨子案について ・意見交換
平成25年 1月26日(土)	◇小学生向けワークショップ	・ビバ! あそびば! 岩倉「冬の陣」(陣取り合戦)
1月28日(月)	◆第5回策定委員会	・小学生向けワークショップの報告について ・子ども行動計画案について ・意見交換
3月 1日(金) ~14日(木)	・パブリックコメントの実施	
3月26日(火)	◆第6回策定委員会	・パブリックコメントの実施について ・子ども行動計画最終案について ・意見交換

4 岩倉市子ども行動計画策定委員会委員名簿

所 属 ・ 職 名	氏 名
名古屋大学大学院環境学研究科 准教授	小松 尚**
特定非営利活動法人子ども&まちネット 理事長	伊藤 一美*
曾野小学校 校長	子安 弘恭
南部中学校 校長	金森 稔
岩倉総合高等学校 校長	田村 正美
岩倉幼稚園 園長	町田 竜介
小中学校PTA連合会 会長	伊藤 博志
子ども会連絡協議会 会長	関戸 誠
児童館母親クラブ 会長	阿部 里江
民生委員児童委員協議会 会長	福富 富貴子

※所属・職名は委員就任当時のもの。**は委員長、*は副委員長。(敬称略)

事務局：福祉部児童家庭課及び教育部学校教育課

5 岩倉市子ども行動計画策定ワーキンググループ委員名簿

所 属 ・ 職 名	氏 名
秘書課広報広聴グループ主事	林 高行
企画財政課企画政策グループ主事	須藤 隆
市民窓口課保険医療グループ主事	坂崎 香織
健康課指導グループ保健師	柴田 江里
児童家庭課第二児童館主任児童厚生員	大川 真由美
児童家庭課第三児童館児童厚生員	大島 久直
商工農政課商工観光グループ主事補	金森 隆
都市整備課計画グループ主事	木村 太郎
学校教育課学校教育グループ主事	林 義修
生涯学習課生涯学習グループ主事	早川 聡子

※所属・職名は委員就任当時のもの。

6 岩倉市子ども条例

平成20年12月18日

条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条～第7条）

第3章 子どもの権利を保障するための責務（第8条～第12条）

第4章 子どもに関する施策（第13条～第21条）

第5章 子どもの務め（第22条～第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子ども大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見だし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。
- (3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

(育つ権利)

第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の責務と役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第4章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

(権利救済委員)

第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2年とします。

(子どものための場所の確保)

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

(施設の活用)

第16条 市は、子どもが安心してすごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

(子育ての支援)

第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

(子どもの参画の推進)

第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

(行動計画の策定と検証)

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。

(子どもの権利を考える週間)

第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

(市民への啓発)

第21条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。

第5章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。

(平和への自覚)

第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成21年4月1日から施行する。

岩倉市子ども行動計画

発 行：岩倉市

発行年月：2013年(平成25年)3月

編 集：福祉部児童家庭課

教育部学校教育課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

電話 0587-38-5810(直通) 0587-66-1111(代表)

ホームページ <http://www.city.iwakura.aichi.jp/>